

道州制ビジョン懇談会（第1回～第13回） において出された主な論点

1 現状の課題

（1）中央集権体制の限界・東京集中（政治・行政権力、企業本社、マスコミ）、地方の閉塞感・危機感、地域間格差

- 中央集権が諸悪の根源であり、制度的体制的に限界を呈しており、中央集権を打破し、「地域主権型道州制」を導入すべき。
- 東京を中心に大都市圏が繁栄を謳歌する一方で、多くの地方は疲弊している。大都市においても、フリーターのような生活の不安定な若者が増え、勝ち組と負け組の二極化が進んでいる。根本的な原因は、霞が関を中核にした中央集権体制・官僚制資本主義にある。
- 中央集権体制下での国・県・市町村という体制の劣化
- 日本は政治的にも経済的にも更には社会的にも成熟社会の段階に入ってから既に相当の年月が経過しており、百数十年に亘る強度の中央集権制度は歴史的役割を終え、現状では国、特に地方の活力を抑制する弊害が目立ってきている。
- 中央集権体制の下、国が地方自治体に対して、事務事業の広範にわたり補助金・交付金・規制措置等による関与を続け、地方自治体は自立できない状況が続いている。
- 国が法令等や国庫支出金の交付を通じて地方に対して広範囲に亘り細かな規制を行っているため、地方の裁量権は限られているうえ、ブロック規模で広域的に実施した方が効果的な政策が都道府県単位で実施されていることなどから、その能力を十分に活かしきれていない。
- 多様な日本社会を築くための教育や文化に関する地域の自己決定権が制約されている。
- 世界の主要国の中で日本だけが首都圏の経済・文化に占める比重が高まっている。
- ①経済産業の中核機能、②情報発信機能、③文化創造活動の3つは東京にのみ集中させる政策である。ところが、今や人類文明は多様な知価社会、地方分権が進んでいる。1980年以來、経済文化に占める首都圏の全国比重が高まっているのは日本だけである。強引な東京一極集中政策を止めなければ、日本はますます貧困化し、不愉快な国になるだろう。
- 東京一極集中は続いており、歴然と存在する社会資本の格差も、なかなか解消されない。
- 東京一極集中による首都直下地震による壊滅的被害といったリスク増大
- わが国の資源（人・物・カネ・情報）が、地方から東京一極に集められ、首都圏においては人口過密・危機管理の欠如といった問題が顕著になっている。
- 首都圏集中の弊害と中央集権の弊害が顕著である。
- 硬直・画一的・非能率の中央集権システム・利益誘導型システム
- 明治以來の中央集権体制は、わが国を効率的に発展させたが、その反面、東京一極集中と地方の低迷や疲弊を生んだのは否定できない。
- 現行の中央集権的な国の統制と公務員制度の下では、地域が官民の競争によって公共サービスの維持向上と経費の削減を行うことに限界がある。
- 日本は明治以來、近代工業国家を目指して諸政策を採ってきた。日本は人口が多くなる等を全政策の前提として、国は道路、教育、電力、郵便、新聞、治安、行政登録の7つのユニバーサル・サービスを全可住域に強制している。しかし、今やすべての前提はくつがえり、国が一律の規格基準を強制すべきではない。
- 成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直

化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。

- ナショナルミニマムの達成が一定程度行われ、社会の成熟化、多様化が進むにつれ、欧米の仕組みの輸入や国による課題解決を期待するだけでは国民の満足度を高めることが困難になってきた。また、全国一律の仕組みでは、多様な個性を持つ日本の各地が地域の潜在力を活かすことも容易ではない。
- 国の全国一律の施策では、経済産業面に限らず関西（地域）の持つ歴史、文化、社会、自然などの固有の資源を生かし、関西（地域）の潜在力を最大限に発揮するには至らない。
- 各地方が国の一律の縛りから脱し、自立的にそれぞれの個性を発揮できる地方分権体制とそれを担えるにふさわしい規模の地域経営主体たる道州が必要である。東京だけでなくすべての地方が輝く日本の実現が急務である。
- 猛烈な費用と圧力で経済の中枢管理機能の東京集中を進めていることをやめるべき。
- 国を左右する権限と財源の集中、情報発信機能の集中、交通インフラ原因
- 民間が地方展開をすればするほど得をするという仕組みを考えないといけない。
- 東京が権力（政治権力、行政権力、経済権力）の場所となっており、結果的に力の体系、マネー・利潤の体系、価値の体系の中心となってしまうている。
- 経済活動のグローバル化等、経営環境が変化し、企業本社の立地について、必ずしも東京にこだわらなくても良いように、少しずつなっている。
- 都道府県がどうなっていくのかという方針が明確でなかったため、今、なぜ地方分権（道州制）かということが国民の腑に落ちてこなかった。
- 地方分権は、将来にわたり地域に暮らす人々が真に豊かさを実感できるのかどうかに関わる大きな課題であるが、国民の認知度はけっして高くない。したがって、道州制や地方分権のビジョンを明らかにするとともに、国民に対してその意義を周知し、コンセンサスを得ていくことが必要である。
- 統治機構や政府の在り方は、庶民感覚からは遠く離れた課題であり、国民的な議論になりにくい。
- 地方の閉塞感・元気のない地方
- 首都圏の一人勝ち・一方的な発展、地方の崩壊・極端な停滞と疲弊感が進行している。
- 東京など主要都市圏に日本の人口の約半数が住み、富や情報が集中する一方で、地方では過疎化が進み疲弊感が漂う。
- わが国の資源（人・物・カネ・情報）が、地方から東京一極に集められ、地方においては過疎・活力の減退といった問題が顕著になっている。
- 高齢化と人口減少による地方の疲弊
- 自分たちにしかできないことをやっていかなければ、地域はもう存続できないんだとい猛烈な危機が芽生えている。
- 10年後には、日本国中で二千数百カ所の部落や集落が消えるとさえ言われている。
- 我が国が近代化を進め、経済発展を成し遂げる中で、農山漁村から都市部への大幅な人口移動が進み、地域のコミュニティによる支え合いや協力などの機能が損なわれてきている。
- 駅前、町づくりなど、地域の独自性が失われていく印象がある。
- 地域は多様な問題を抱えており、地域づくりの主権は住民に最も近い市町村が担うべきである。
- 経済のグローバル化はIT革命により更に進展する可能性を有しており、国内外市場での企業間競争の激化に加えて、地域の総合力を基礎とした地域間競争にも拍車がかかっている。

地域が強みを活かした戦略的地域経営を行なう事ができなければ、国内に限ってみても地域間の格差は一層拡大する懸念がある。

- 東京一極集中が一段と加速する中で、中央と地方の格差は更に拡大しており、我が国全体の活力が削がれる方向となっている。全国各地域の活力を再び引き出し、全国どこでも元気な国づくりを目指すことが急務である。
- 東京一極集中や大都市圏における産業集積の偏在が進む中で、とりわけ東北地域は人口の減少問題が深刻化するとともに、社会資本整備等の格差が拡大している。
- わが国では、かつて経験したことのない人口減少社会を迎え、厳しい財政制約の下で東京一極集中と地方の格差が大きな問題となっており、地方の閉塞状況の打開と活性化が強く求められている。
- 中山間地域が疲弊し、限界集落が出てきている中で地域間格差の是正が非常に大きなテーマ
- 経済力だけでなく、国に依存するか強く自立に向かうかの意識面での格差も含めた地域間格差がある。
- いかにして道州制によって中山間地域を元気づけられるかということも大きなテーマの1つ。
- 道州制を導入するにあたっては、地域間格差をどうするのか、はっきりしたプログラムを持つのが大事。

(2) 国と地方の役割分担の不明確さ

- 限られた税財源を有効活用し、住民サービスを向上させるためには一層の行政効率化が望まれるところ、地方分権一括法の施行後も国の地方に対する義務付け・関与は続き、住民から見ると二重行政や権限・責任の不明確さが依然として残っている。
- 国と県、県と市町村の二重行政
- 二重行政による非効率
- 国と地方が対等・協力の関係であるのに権限移譲が不十分
- 中央政府における縦割り行政及び「たこつぼ」化、地方自治体の中央政府への依存による公務員の政策立案能力の低下
- 都道府県に対する国の関与
- 1996（平成8）年、政府は国会で国・地方の対等平等を認める憲法解釈を定着させたので、憲法65条・94条の解釈と地方に関する現行法との整合性をはかる必要がある。
- 基礎自治体から見ると、県の置かれている立場は、国と基礎自治体の間にあって二重行政的な意味合いを持っている。
- 国家公務員が地域の些事に熱中しているため、国家の責務たる外交、対外経済、国家的プロジェクト等の問題が疎かになっている。
- 社会情勢等が変化する中にあって、公的な活動領域の見直しが進められているが、逆に、本来の「公」が果たすべき責務が曖昧になってきているのではないか。
- 法令規律密度の高さが、現場のニーズに即した行政対応や行政システムの効率化を阻害しているのではないか。

(3) 市町村合併の進展による都道府県の役割等への影響

- 平成の市町村合併により、基礎自治体が集約され、とくに東北の場合は高齢化や過疎化が進む一方で、市町村あたりの面積が広大となっている。現在の基礎自治体が、地域住民に対

する行政サービスの主体としてしっかりと機能を発揮しているかについて、検証・分析が必要である。

- 市町村合併の進展
- 市町村が合併拡大しているのに、都道府県が47のままでよいのか。
- 現行都道府県にある事務事業のうち、都道府県に残すものと基礎自治体に移すべきものの役割分担を明確にする作業を、国と都道府県、双方の責任において進行させ、具体的に実施する。

(4) 地域住民の政治・行政への参加意識の欠如

- 地方自治体は本来、その地域に暮らす住民に身近な政治・行政の場であるが、政策決定過程が複雑・不透明で住民意思を反映する余地が少ないため、地域住民は一般に、地方政治・行政に対して関心も参加意欲も乏しい。
- 自治体は国の決めることを実行するだけで自ら考える姿勢を失ってしまった。このため、国民は政治への関心は薄く、自助と自治の精神を失ってしまった。
- 国任せにせず、住民それぞれが、自分たちの抱える課題や目標に向かって、知恵を絞り、みんなで議論して取り組んでいかなければ、課題の解決も地域の活性化もできない時代になってきている。
- 地方は「とにかく地方交付税をくれ」というように、霞が関に依存し、自分の頭と力で自立していく気概が失われている。
- 若年層などに見える自治に対する住民の関心・自分たちの手で地域行政を進める意識の薄さ

(5) 財政赤字、少子高齢化等、将来への不安

- 人口減少・高齢化により社会保障関係費の増大や、我が国経済の縮小が懸念される中、国・地方が抱える巨額の財政赤字を削減していくことが喫緊の課題である。そのために行政の効率化、コストダウンを進めることが必要である。
- 地方財政収支の悪化、財源不足が深刻
- 多くの支出が国という遠いところで使われているため、公費を自分のお金と考える者がいない。そのため膨大な無駄使いが無意識に行われている。
- 国・地方を合わせ700兆円超の債務を抱えているが、国・地方ともに財政調整能力及び当事者意識が欠如している。
- 国と地方の債務残高が1,000兆円を超える厳しい財政状況下では、地方が自由に使える財源は限られている。限られた財源を地方のために有効に使うには、地方のことは地方が決める自己決定システムの構築、すなわち地方分権社会の実現が不可欠である。
- 多くの国民は、目指すべき国の姿や、日本の将来に漠然とした不安を抱えているのではない。
- 人口減少時代への突入、少子高齢化の進展等、わが国を取り巻く内外の環境が大きく変化しており、わが国の経済成長、安心・安全で豊かな国民生活の基盤が揺らいでいる。
- 地方分権が、福祉切り捨てにつながるのではないかという国民の不安。
- 日本社会は不況からようやく脱したとはいえ、これまでのような著しい成長は望めない。これからは、成熟しているが人口減少に向かう定常社会の時代を迎える。

(6) グローバル化、アジア諸国の台頭

- 国際化の進展
- バブル崩壊以来、日本は経済、外交、文化、体育、学術芸術、情報発信等あらゆる点で国際的地位が低下している。このため、若い人々の間には「日本はダメな国」という感覚が広まり、国民の志気は低下している。人心の一新が必要である。
- グローバリゼーションの進行と政治行政体制の劣化
- 国際的な競争激化の中で、ビジネス等の面で、従来の枠を超えた自由な発想、迅速な行動が可能な環境が不可欠になっているが、国の過剰管理、縦割り行政などがそうした企業行動の妨げになっている。
- 国際戦略に強い中央政府・世界から注目される日本社会をつくる必要
- 企業間のみならず、文化や教育等においてもグローバル競争が激化しており、国際競争力の強化が求められる。
- 関西に限らず全国各地で、地域特性に応じた努力が重ねられているが、府県単位、府県連携の範囲ではグローバルな時代には力不足であることが明らかになってきた。
- 九州・本土から大きく海を隔て、中国や台湾等のアジア諸国との国境に位置する離島からなる地域としては、現状の通関等の規制のため、地域のポテンシャルを活かすことができない。
- 20世紀型の延長線上で日本が全体で勝てるとは思わない。日本の20世紀型の成功というのは非常に早く中国、インド、韓国に追い越される可能性が大きい中で、日本が競争力を持つために、各々の地域の特性を出すことが必要
- EUの台頭と新興国の追い上げによる日本の国際的地位・競争力の低下
- 日本では、官民一体で仕事をするのがいけないような雰囲気があるが、国の競争力向上のために、官民で考え、推進している国は珍しくない。21世紀における競争力を確保するため、官と民で、どのようなことができるかを考え、改革を進めていくことが重要
- 日本のアジアにおける相対的な地位の低下と、グローバリゼーションの一層の進展の中で、今のままの国の体制で対応できるのか。

(7) 学力低下（人材の劣化）

- 国の競争力で一番重要なのは人材であるが、人材が現在劣化しつつあり、中央集権的な教育システムにほころびが出ている。

2 道州制の理念と目的

(1) 基本認識

- 道州制は手段であり目的ではない。
- 道州制は、国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してない。そのためには、国と地方自治体双方のあり方を同時・一体的に抜本的に見直し、国から地方への決定権の移譲を実現し、分権型社会における広域自治体としての道州に必要な要件を満たすものでなければならない。
- 道州制が必要なのは、国自体が、中央集権・各省割拠の体制で、どうにもならない体制劣化の状態。これを根本から変えるため、九州に、近畿に、東北に、政策立案能力、立法能力を持ち、かつ独自の財政力を持った、新しい政治政策主体をつくる。だから、自治体ではなくて、九州国をつくるようなつもりでやってもらいたい。
- まず最初に道州制の目的、理念、概念をはっきりさせなければならない。
- 経営者の経験からすれば、理念・目的と言って国民に説得することは難しい。
- 日本はビジョン、目的、イメージをどうするかを 80 年やってきて失敗している。イメージ提示には、小さな改革を積み重ねていくプロセスの工夫を連動させ、地域住民の選択で最終イメージが決まっていくようにしなければならない。
- 理念目的は地方の方から出てこなくてはならない。
- 本州に実現される道州の未来予想図は、具体的には EU 参加の民主主義先進国の現状から軍事と司法を差し引いたものをイメージすればよく、北海道は、台湾、九州は韓国、沖縄はシンガポール等が、身近な目標になりうる。
- 基礎自治体の主体性や経営自由度を縛ってしまっている都道府県を解体ないしは「空洞化」した結果としての道州政府であるべきであり、都道府県合併ではない。
- 府県をただまとめて道州という広域自治体を作ることが道州制の目的ではない。

(2) 地方分権（地域主権）社会・分権型国家の実現

- 「地方分権」という用語は、「地方」は「中央」という用語と比較し、上下関係、中央に従属している用語であり、また「分権」という用語は権限を分割付与するという意味合いがあるので使うべきではない。霞ヶ関と地域のパートナーシップの関係を意味する「地域主権」という用語を使うべきであり、「地方分権」という用語を使用する限り、地方分権は実現しないことを認識すべき
- 我が国では、急速な人口減少・少子高齢化の進行や、国や地方の財政状況の危機的な状況などの深刻な課題に直面している。このような状況を乗り切って、活力があり、安心・安全な暮らしを保障していくためには、地域の課題解決や地域活性化を国任せにするのではなく、一人ひとりの個人が、そして、共に力を合わせた住民が、さらには地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する地域主権型社会を構築する必要がある。
- 各地域がそれぞれの特性や資源を生かし、自ら地域の発展方向を描き、主体的に実行してゆける地方分権社会の実現
- 道州は地域住民の主権に基づき、その地域の福祉、環境、安全および、文化を保持するとともに、独自性のある地域社会を作りだし、発展させることを目的とする。
- 霞が関を中心とした中央集権体制を壊し、地方の自立・繁栄を促す基盤をつくる。それが道州制の目的である。

- 時代に合わなくなった中央集権体制から地方主権へ変革し、東京一極集中や、二重・三重行政などを是正するとともに、税の地域的均衡を図ったうえで、地域の自立・主体性を発揮できる行政システム等を構築し、持続的発展が可能な新しい国づくりを推進する。
- 中央集権体制から脱却し、真の地方分権社会への移行―新しい国づくり―が道州制の目的である。
- 権限と税財源を国から地方へ抜本的に移譲することにより、住民に近い地方自治体が住民とともに考え、創意と工夫を凝らした「地域経営」を行えるようにする。
- 夫々の道州が自らの創意と工夫に基づき、地域の実状と特性に応じた諸施策をとることができる行政・財政のシステムを確立し、中央集権型ではない新しい国の形を作ることである。
- 地域主権は非常に大事だが、現状では地域主権は難しく、中央集権体制を打破するための道州制という議論を考えると分権という点は外せない。
- 道州制は国家統治機構の改編（再編）であり、究極の地方分権である。
- 国の形を変える明治以来の大改革・中央集権から地域主権への移行
- 道州制は、地方分権の受け皿づくりである。
- 今、国民的に議論していて求められているのは分権であり、その中で国の役割、地方の役割をどうするかという議論が進んでいるのだから分権の議論は尊重する必要がある。
- 地方分権社会の実現
- 国民がナショナルミニマムを確認し、格差拡大・福祉縮小にならない地域主導行政を。財源や人事なども総合的に責任と権限を持った地方自治に。
- 中央集権システムの改革
- 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものであり、役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものである。
- 現場に近いところに責任と権限を移譲して、自分たちが考えながら自分たちの一番良いやり方でやっていくことで全体が輝くような仕組み
- 国家のあり方を地方分権という観点から組織し直す方法
- 公共事業、教育、医療、産業振興、観光、運輸等の政策と行政に地域の特性を反映
- 広域自治体の改革は分権型国家を目指しているもので、基礎自治体の改革が分権型社会を目指しているもの。国よりも近いということで、人々と統治権力の距離を縮める、それが分権型国家をつくるということ。
- 地域での行政サービスの質の向上
- 二層制の道州制では、都道府県の権限を道州に移譲する部分があり、この限りでは分権に反する。
- 権限・税財源の地方への移管を確実に行うことが道州制実現のために重要
- 地方への税財源、権限・人間の「3げん」を確実に委譲する分権改革の手法のひとつとして「道州制」を位置づけるべきである。
- 分権型の道州制でなければならない。道州制はわが国を分権型社会に変革するための有力な手段であり、分権改革を断行した結果として実現するものでなければならない。
- 国民の日々の暮らしや仕事のうち政治行政にかかわりがある際には基礎自治体で用事がすべて済むような「基礎自治体中心」の行政体制を構築する。国家としてなすべきことは今以上に中央政府にがんばってもらう。

- 地方分権を推進するため、基礎自治体は多くの権限や財源をもち、組織の拡充・強化を行うことが必要であり、都道府県は広域的な自治体として、今までとは違う役割を担う。その仕組みを作るための一つの方法として道州制の導入は有効。
- 基礎自治体で仕事をしている立場から言えば、まさに「Near is Better」である。お金を使うのも、無駄遣いをしないためには分権をしたほうがいい。
- 地方が主役の国づくりを実現するために自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に備えた地方政府を確立することが必要。
- 道州制は、地方が生き残るために経済問題、教育問題、環境問題、すべての問題を自己責任で解決する組織を作ろう、そのための財源を得ようという革命。

(3) 東京一極集中に対抗できる広域地域経済圏

- 各地域が切磋琢磨し魅力と活力ある圏域づくりを行う中で、独自の政策とその構想力・実行力を競うことにより、東京のみが成長・肥大化する首都圏一極集中から脱し、わが国に多極の成長センターを創る。
- 東京と相競うような意識を持った道州が地域経営を実践
- 道州はグローバルな視点による「地域経営」の視点を持ち、自立的かつ住民に身近な地域経営・行政を推進することで、広域経済圏を確立し、地域の魅力を高める。
- 生活圏・経済圏の拡大に伴う、広域的な地域戦略の実現
- フランスの州の出発点はパリの一極集中排除、格差是正であり、学ぶべきところがある。
- 日本にもその考えや動きはあったが、フランスのようにオモテで行けなかったため、ウラで実行して遅れをとった。しかし、今からでも遅くはない。ウラではあったが、フランスが踏んできたその下地は、日本にもすでにあると考えることができる。
- 地域格差を是正するために、中央集権制による東京一極集中を改め、全国各地に繁栄する拠点を作ること
- 企業、マスコミ等の情報、文化が分散するような道州制が必要
- 情報発信機能も外国情報が東京にのみ集中した「情報出島」構造を解消、各道州に情報機能を高める。
- 道州制になると、東京とどう結びつくのかという考え方とは全く異なる、横とどう結びつくのかという考え方に変わらなければならない。
- 一国並みの経済規模と人口を持つ道州に産業政策・社会資本整備など内政に関する権限と財源を国から移譲すれば、中央集権の縦割り行政と画一的な政策によって閉塞状況にある地方を再生し、個性豊かで活力ある地域社会が形成可能
- 創州分権、すなわち人々の能力開放と一国並みの豊かな地域の創造
- 地域、住民の暮らしを便利に、豊かにすること
- それぞれの地方の個性や価値を活かした魅力ある圏域づくり
- 経済産業の活性化の面で、現在の県単位では広域的な対応に限界があり、地域を大括りにしてマネジメントする体制が必要
- 道州制を通じて、(東京で大学を卒業した) 地方出身の人やもともと東京で育った人も、若い人が地方で就職し住みたいという気持ちを強く持てるような国になることが大事
- 企業と人を呼び込まないと、地域経営はあり得ないが、既存の大企業の本社を一足飛びに移転させるのは大変であり、外資系を含めた拠点の誘致と、地域企業の育成が先決。その際、まずその地域の強みを見出し、それを伸ばしていくという構想力が必要。
- ジュネーブという一都市がフランスという国家と条約を結んでいるように、四国という一

つの独立行政体四国州というような形で、アメリカという国あるいは中国、マレーシアなどの国と直接貿易に関する条約を結ぶというようなこともできる。

- 道州制の最も重要な課題は、グロス・リージョナル・プロダクト＝地域総生産をこの道州制によっていかに引き上げ、税収を増やすことができるかどうかということ。

(4) 地域住民の政治・行政への参加

- 地域議会が活性化することで、国民（住民）の政治参加が進む。
- 基礎自治体を基盤とし、道州を調整者とする体制を確立することで、政治と行政をより身近な監視し易いものとする。
- 国の地方自治体に対する義務付け・関与を排することで、権限と責任が明確になり、地方自治体は住民のニーズに即した行政サービスを提供しやすくなり、住民は意思決定に参加するとともに行政の透明度を高めて執行の適正性を監視しやすくなる。
- 地方や国民に広がった「あなた任せ」「国任せ」の体質を変える契機にする。「自分のことは自分で」「地域のことは地域で」といった自立心を促す起爆剤にする。
- 住民は地域づくりに主体的にかかわる。基礎自治体は住民に最も近いところで、住民が求める施策を住民と共に考え、暮らしの実態に即した、縦割りでない総合施策を実施し、豊かで幸せな住民の暮らしのベースを築き上げる。
- 中央政府に依存するのではなく、自分たちで地域を作りあげていくという自立した市民意識に満ちた「新しい日本の公民」を育て、日本中がそれぞれの地方の個性を誇り、輝く、そんな国づくりが道州制の目的である。
- 国民の自立心向上、官依存からの脱却。

(5) 多様性のある国、活力のある地方の実現

- 道州制の目的は、日本全国どこでも元気になり、国民一人ひとりが安心、安全、楽しく、生きがい、やりがいのある国にすること
- 各地域（道州）が独自のビジョンを掲げ、その達成に向け「自主的な創意・工夫」を行なうこと。責任も、原則として道州が負うこと。
- 自ら考え行動する人たちが多い地域には元気が生まれ、やる気と元気があるところには創意工夫とチャレンジが生まれる。そして、失敗を恐れずチャレンジするところに成功が生まれ、それが、地域を元気にし、日本を豊かにしていく。そのような多様で元気な地域主権型社会を創り上げるための自治の場を実現する仕組みが道州制。
- 道州制導入の究極の目的は、九州（地域）を活性化して人々の暮らしを豊かにすることである。
- 各地が独自性・多様性を開花させ、若者や海外の人も惹きつける魅力ある都市や地域に。
- 東京一極集中の是正や巨大地震等の自然災害へのリスク分散という意味から、各地方が生き生きと自立した、多様性のある国土を構築
- 道州制を機に限界集落を捨てるのではなく、守るのだというぐらいの意義、意味合いを持つべき
- 欧州と同じように、多様性のある国づくりが重要
- 地方が独自性を発揮し、元気が出て活性化するような道州制の実現
- 地域に活力をもたらし、豊かにする構造改革。
- これまでの中央集権による画一的な政策から脱却し、個性豊かで活力に満ちた地方の再生を目指すこと。

- 国家としてのアイデンティティを確保した上で、個性と魅力にあふれる地域を創造していくこと。
- 地方別の特色を活かした政治行政を確立することで、各道州間の善政競争を促し、全国一律主義の無駄をなくする。
- 地域特性に応じたフレキシブルな道州制でなければならない。道州ごとに独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、選択肢の多いフレキシブルな制度を全国的に導入すべきである。
- どのようなシステム（仕組み）もそれだけでは完全なものではなく、影の部分が発生するものであり、つまりは道州間の自由競争で総ての問題が解決する訳ではないという視点が必要である。自由競争万能に陥ることなく、併せて長い期間を経た中央集権・中央集中の結果生じた歪みを是正するという観点も加えて、具体的な制度設計においては細心の注意を払い、知恵を絞っていくことが重要である。
- 規格大量生産型の近代工業社会から多様性と独創性を尊ぶ知価社会型に転換
- 規格大量生産型にできた国の規制や拘束を排除し、人類文明の流れである多様な知価社会にふさわしい日本を創る。
- 各地方が情報発信や特色ある文化の振興を行うことで、全国各地の声が通るようにする。これによって、地方にも若者や知価創造者が活動できるようになる。
- 古い規格基準の一掃
- 国の基礎体力は多様性にあり、1つ倒れればみんな倒れるようなドミノ的ピラミッド構造は実はもろい構造
- 官と民、国と地方の役割の再構築、地域のコミュニティの活用で「美しい国、希望の国」の実現
- 横並びではなく、徹底的に自由競争のマーケット原理で、消費者に密着した地方行政ができるようにすべき
- 権限、財源、人間の移譲を受けて、本当に個性的な、あるいは場合によっては差がつくことの覚悟がなければ、分権の意味はない。
- 日本に複数のフロンティアを作らなければ、日本の将来は立ちゆかない。
- 道州制の目指す地域主権を積極的に推進し、地域が一体となり個性ある地域づくりを進めることが北海道の観光産業を大きく発展させていく。
- 全国一律的な農業政策ではなく、我が国最大の食料基地である北海道農業政策の特質を踏まえ、地域農業の実情に即した農業政策を展開する上で、道州制が今後の方向性に向けた一つの方策。

(6) 国際的次元における地域の重要性

- 地域の力をつけていくことが日本のトータルの力をつけるための絶対条件
- 日本の国の競争性を高め、新しい価値、新しい産業を創造
- 地域・日本全体の国際競争力アップ。
- 独自の Local to Local の国際交流を展開して九州（地域）が東アジアの拠点として繁栄する。
- 国境に位置する地域としては、関税権や出入国管理権等の国の国境管理に関する権限を地域に移譲し、もって世界に開かれた道州を目指し、世界に開かれた自立した多様な地域社会が共生する日本をつくる。
- 個性ある地域づくりと分散型国土・経済構造の形成による国際競争力の向上

- 一国繁栄主義の対面情報社会からグローバル時代の通信情報社会への転換
- 単に地域主権ということだけでなく、世界中で地域間競争が始まっている事への対応という位置付けが必要。
- 道州制導入には相当な時間を要すると考えられるが、それではアジアとの地域間競争に負けてしまう。対策としてスピード感をもって、早く権限を地方に移譲することが必要。
- 北海道は、台湾の発展に比べて、なぜ遅れをとったか、検証すべきだ。

(7) 広域行政課題の増加

- 都道府県を越える広域行政課題の増加
- 交通体系、住民の生活圏、企業の活動範囲の拡大
- 空港・港湾等広域の地域としてのトータル的なマネジメントが欠如
- 経済圏が広域になっていく中で県ごとのルールがあり不便・不自由
- 国際物流に関わるインフラ整備などは、道州のように広範囲で考えないといけない。

(8) 国・地方を通じた行財政改革

- 統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上
- 市町村はさらに合併を進めて都道府県から権限と財源の移譲を受け、基礎自治体として住民サービスの大部分を担うようにするとともに、都道府県は広域的に再編して「道州」とし、広域自治体としてより専門的、広域的、戦略的な機能を担うことを基本とする新しい地方自治の姿を目指す市町村制度と都道府県制度の改革が必要である。
- 国と地方の二重行政の解消
- 国は外交・防衛といった国の基本政策を担い、社会資本整備や産業振興などについては道州および基礎自治体が担うなど、役割分担を明確にすることにより、国と地方を通じて効率的な行政を実現する。
- 広域的視野で公共投資や政策の選択と集中を図り、国と地方の危機的な財政状況を改善
- 国の都合による行財政改革とか財政再建の手段であってはならない。
- 国も地方も財政が厳しいが道州制とは別の話として議論しないとあるべき姿から遠くなる。
- 国の借金も膨らんで破綻する自治体も出ている中で閉塞感を打開するために道州制というのは非常にネガティブな議論になる。
- 道州制は財政削減にはそれほど期待は持てない。
- 国および地方の制度を一新することで人心一新を図る。
- 道州制は、地方分権改革や国・地方を通じた行財政改革などを実現する「究極の構造改革」である。
- 地域における行政サービスの質的向上、国・地方を通じた行財政改革の実現、統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上
- 国・地方を通じた行財政改革と、地方の行政運営能力の向上
- 国力の源泉を担っている「地域」の活力を育む行財政システムを再構築すること

3 導入のメリットと指摘される課題（問題点）

（１）考え方

- メリット等に関する検証が進んでいない。
- 知事会が都道府県の役割に対する検証と道州制がどうしても必要なのかについて、メリット・デメリットを含めて具体的に打ち出すべき
- どのようなメリットがあるのかを数多く並べるべき
- メリットばかり示しても逆効果であり、道州制導入の光と影を示し、痛むけれども活力維持、災害リスク分散等の観点から今やらなければダメだということを示すべき
- 農業者や地域住民にとって、どのようなメリットやデメリットがあるのか実感できるように、わかりやすく説明することにより、国民の理解や議論が進むのではないか。
- 道州制になったら経済や国民にどんなメリットがあるのか、もっと具体的に提案すべき。
- いかに美辞麗句を羅列し、千言万語を連ねようとも、実現されない政策に対しては国民は馬耳東風である。明日から実行に踏み出すその実行案の裏打ちがあり、公が一步一步動けば国民も関心を持てるようになる。

（２）メリット

◎ 国民の未来への希望、住民・地方の自立、主体性の確立（意識改革）

- 人心を一新、国民に日本の革新性と未来希望を与える。
- 住民も行政も自信と誇りが持てる。
- 知恵、創意工夫、面白さが生まれてくる。
- 明治以来の中央集権体制からの完全な脱却。人々の能力が解放され、日本再生の原動力となる。新しい可能性を追求する気風がみなぎるだろう。州間競争がダイナミズムを生む。
- 州首長の個性が、社会を変える。州首長の音頭により、閉鎖的なムラ社会が駆逐される。
- 道州制への移行で、期待しているのは住民の自治意識の変化である。どう効率的にお金を使うか、何が本当に必要か。予算取材などを通じ「補助金獲得のための運動」と、「実質的決定権者と現場に距離があること」に疑問を感じていた。また現状で、住民は「国」といえば自分の財布と関係ない「打出の小槌」のように思ってしまうか、国の財政が厳しいと認識はしていてもそれが自分の実生活と結びつかないという側面がある。財政への責任も含めて「自分たちの行政」と国民が思い自分たちで変えられることを実感することで、国全体が活性化し財政悪化に歯止めがかかると期待する。
- 自ら選択することで結果に責任を持つとともに、納得もできるわけで、国民の満足感が高まり、安定した国づくりにつながる。
- 住民も行政も行動に責任を持つ（主体性の確保）
- 住民と行政の意思で行動できる。
- 行政の決定権が住民に近くなることにより、実態に即した行政になるとともに、住民の行政への責任感が増す。財政状況に対する住民の意識などが変わる。
- 自治体の自由度が増し、自治体の一部に見られる依存的な姿勢の解消が期待される。
- 地域自らの責任で、各地域の実状に応じた政策や「選択と集中」が行われ、地域の特性を活かした社会の構築と活性化が可能になり、地域住民が自ら考え行動し、元気ある国づくりの実現。
- より住民に近い基礎自治体が住民とともに考え、創意と工夫を凝らした「地域経営」を実践できる。
- 住民も行政も地域の実力を理解できる（受益と負担の一致）。

- 人材を積極的に民間から活用できる（官民交流）。
- 地域の個性化を推進できる。
- 地域の自主性や特性を引き出し、個性ある豊かな地域づくりが可能となる。
- 地域の活力や主体性を真に高めること。
- 生活面では道州制導入によって、行政の効率化が図られ、その分福祉や生活インフラが充実する。地域の実情に応じた政策や選択集中型の投資なども当然行われ、特色あるまちづくりが進み、それに合わせて地域の活気が増す。
- これからは、空気や太陽の光、あるいは食の安全や安心が大切。日本の国が自立し、100%の食料自給率を達成することをビジョンの中に入れていけば、北陸は豊かな地域になる。
- 地域の自立と住民自治の確立
- 地域の自立性の向上
- 東京一極集中の経済構造と、現在の硬直化した画一的中央集権型の行政システムを、自己決定・自己責任の原則の下、それぞれの地域特性に応じた自立した経済システムと地域分権型の行政システムに改めることで、自立的で活力のある圏域が実現される。

◎ 住民に身近な政治・行政

- 国から広域自治体へ、広域自治体から基礎自治体への事務・権限の移譲を徹底することにより、国民生活に直接関わる行政運営がより地域・住民に近いところで行われることとなり、民主的なコントロールがより働きやすくなる。
- 道州制は、政治・行政が住民から遠く離れるのではなく、「住民にとって身近になる政治」ということで、国政が道州政治へ、都道府県政治が基礎自治体政治へ、基礎自治体政治がNPO、NGOの活用、株式会社化、民営化というように、限りなく住民に政治が近づいていく。
- 中央省庁の解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革であり、現在の硬直化・画一化した中央集権型システムから地方が真に自立した地方分権型システムに転換することによって、この国のかたちを抜本的に変革し、国内においては、住民に身近な地方政府が住民とともにそれぞれの地域特性を生かした新たな地域社会を創造し、各地域が互いに切磋琢磨することで我が国全体の底上げにつなげるとともに、国際社会においては、我が国の国益を守り、その確固たる地位を確立することができる。
- 決定権限や財源が地方に移ってくることで、住民の声が行政に反映されやすくなり、住民がまちづくりに参加することで活気生まれる。個々の地域が抱える課題解決にあたって、計画段階から住民が参加することで、住民の意識が高まっていく。
- 基礎自治体を強化し、政治行政を身近なものにする(Near is Better)。
- 国の地方機関事務の大半を道州政府に移譲することで、広域的な社会資本整備や交通運輸、産業・環境政策ならびに国土保全等の諸施策について地域実情や住民意志を反映させながら総合的に展開することが可能となる。
- 住民と行政の距離が近づく（住民の参画意識）
- 地方行政の運営如何が直接生活や地域振興に係わってくるため、住民や経済界も地方行政への参画意欲が高まる。
- 受益と負担の関係、および意思決定の透明性が高まり、行政の透明度を高め住民参加を容易にできる。
- 行政の努力が見える（透明性）。
- 行政が知ってもらう努力をする（情報開示）。

- 地域が自分で財源を決める（自主独立）。
- 住民に身近な行政とすることで、住民が求める地域の文化や歴史、特性に根付いた地域づくり、生活空間づくりのための諸施策が可能となり暮らしが豊になる。
- 国の省庁再編をはじめとする改革、市町村合併など基礎自治体の改革が行われたが、都道府県の改革はこれからスタートである。道州制による「二重行政廃止」「都道府県内分権」など身近な基礎自治体中心の自治体制確立につながる改革になれば大きなメリットがある。

◎ 多極分散型社会の実現

- 分権型の道州制が実現すれば、地域や国全体にとって、例えば①多様で個性豊かな分権型国家・社会を実現、②地域単位での経済・産業競争力の強化、③地域の自立と住民自治の確立、④中長期的な行革効果 のようなメリットが期待できる。
- 広域自治体の規模の拡大により、道州内に存在する多種多様な資源（資金、人材、情報、文化等）をより効果的に活用した地域経営が可能となると同時に、新しい文化やビジネスチャンス、NPO活動が芽生え、地域の経済、社会が活性化し、自主性・自立性を高めた自治体による質の高い地域経営と相まって、東京一極集中を是正し、多極創造力拠点が各地に複数形成される。
- 各圏域が切磋琢磨することによって、東京一極集中から脱し、わが国に多極の成長センターを創ることが期待できる。
- 中央一極に代わる、新しい多角的な力学関係に編成替え
- 規格大量生産時代の東京一極集中行政を排し、各圏に首都機能を育てる。
- 中央集権体制から地方分権社会へ移行することで、東京一極集中の是正と多様性のある国土を構築することができ、さらには、大規模災害に伴う国家リスクの分散にもつながる。
- 東京一極集中によるリスク（国への依存体質、災害対応）が回避できる。
- 危機管理に対応する日本列島分節体制。大災害その他、長い歴史の中で起り得るあらゆる非常事態に際して、どこを分断されても、対応できる列島分節体制をつくる。
- 各地域に自主自立の考え方が根付き、地域経営の実践により、①地域密着の公共サービス、②独自性を生かした国際競争力、が実現する。
- 都道府県単位では効果が限定的な社会資本整備や国家的プロジェクト、産業誘致、観光推進等に関し、財政・権限が集中された道州政府の下で、広域的な地域戦略・連携策が構築され、自立的な政策展開が図られる。
- 州体制は、東京一極集中と地方の衰退から、日本を救い、地方への人口人材の還流機構を形成する。
- 東京一極集中を緩和する。道州制により決定権限や財源が地方に移ってくことで、東京の省庁に陳情要望を繰り返す必要がなくなる。自ら決めて行動することで地方に活気が生まれ、お金や情報を求めて人も企業も地方に集まる。道州制は首都機能の分散につながる。
- 中央依存でなく、自立した各道州が互いに競争し合うことで、新たな成長の芽を見いだしていくことが可能になる。
- 地方が独自性を発揮し魅力を増すことで、東京一極集中から分散する。地域同士の競争によって全体が活性化し格差縮小が期待される。
- 基礎自治体を中心に地域づくりを行えば、地域の個性を活かした多彩な道州圏域が形成できる。

◎ 政策立案能力の向上

- 現在の広域自治体の規模や権限等による限界を解消し、広域的な地域課題に対して、現在のような国の省庁ごとの縦割り、単発的な対策ではなく、道州が広範な自治立法権に基づいて制度設計を含めて一元的・総合的に取り組むことにより、地域の実情や特性を踏まえた迅速で効果的な政策展開が可能となる。
- 国家、地方それぞれの公務員のミッションが明確化し、政策立案機能が向上するとともに、行政経費が削減でき、財政再建に寄与する。
- 決定権限や財源が地方に移ってくることによって、全国一律ではない地域独自の「くにづくり」が可能となる。経済活性化や国民生活の向上に向けて、それぞれの地域の特性を活かした様々な取組が可能となる。
- 国家政府の簡素化、国家目的に沿った機能へと純化強化する。
- 各地方(道州)で実態に適した規格基準や教育、福祉を実行する。
- 地域における行政サービスの質的向上
- 統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上
- 環境・インフラなど広域の課題に効率的に対応できる。

◎ 行政の効率化・財政改善

- 国・県・市町村間の重層構造の徹底的な合理化が進む。
- 国・地方を通じた行財政改革の実現
- 国と自治体の二重行政の解消
- 国と地方の役割分担を明確にし、事務事業ごとに実施主体を極力ひとつにすることで、事務事業の重複や不透明な関与を排して効率的な行政を実現できる。
- 国と都道府県や基礎自治体間で重畳的な行政サービスを解消することで、行政コストの削減も見込まれる。
- 国・県・市町村での重複行政や、補助金・陳情行政、国の縦割り行政など、中央集権体制による非効率で高コストなシステムを抜本的に改革することで、行財政の効率化、経費削減が実現される。
- 道州にすると、支出は1割か1割5分ぐらいの平均で儉約できる。
- 国と地方の危機的な財政状況を改善する。

◎ 広域経済圏の確立

- グローバルな視点による地域経営の実践を通じた広域経済圏の確立
- 地域単位での経済・産業競争力の強化
- グローバル化の中における地域の経済的自立の実現

◎ 国際競争力の強化

- 州創設は「国際戦略に強い中央政府」確立の契機となる。また、主権国家間の外交関係とは別に、市民レベルでのアジア等各地域との交流が、国際的な社会的連帯を深める。他方、経済的地位の相対的低下の中で、隣国や世界の人々が憧れる質の高い魅力的な日本をつくるのが期待される。
- 経済のグローバル化の中、地域の国際競争力が増す。

(3) 指摘される課題(問題点)

◎ 地域アイデンティティ、個性の喪失

- 道州制で各地域のアイデンティティが消失するのではない、九州全体が画一化するのではないというような生活者等が持つ懸念を解消する必要がある。
- 県単位の郷土愛やアイデンティティへの影響。
- 国家としての一体性への影響をどう考えるか。
- 関西のように非常に個性のある地域がまとまって一つの州になると、個性が減殺されていくのではない。地域特性を生かす仕組みが必要
- 広域自治体としての道州を構築しようとする以上、巨大な区域を行政区域とした場合の住民の一体感、アイデンティティの喪失、政策決定主体が都道府県よりも住民から遠くなってしまうことによる住民自治の面でのデメリットは避けられないのではない。
- 道州制の議論の中で、具体的な区割りをきちんと議論しないまま、経済力・人口等の道州の規模のみに着目して制度設計を進めていくと、地域の特性を無視した画一的な制度になりがちである。

◎ 道州間、道州制内等の地域格差の拡大

- 人口・産業が集積している道州とそうでない道州との間に経済格差が存在し競争が生まれないとの懸念がある。
- 国民は、地域の自由度が増す結果地域格差が拡大するという心配を持っている。社会保障や教育などで、ナショナルミニマムに関する国民の合意が必要。
- 域内の地域間格差が拡大するのではないかなという生活者等が持つ懸念を解消する必要がある。
- インフラ整備、経済基盤など、同一道州内での地域間格差の是正
- 相対的に経済活性化が遅れている地域の取扱い
- 現段階での高速交通体系等の社会資本整備状況や医療・福祉等の公的部門の住民サービスの地域間格差を道州制移行後に委ねることは、ナショナルミニマムの観点ならびに行政サービス達成の面で著しく均衡を欠くと考えられる。殊に、国土の二割を占める中で人口が一割の東北では、この影響は極めて大きい。道州制以前に極力地域間格差を解消するような施策と環境整備が必要である。
- インフラ整備が不十分なブロックにおいては、道州制導入後に想定される道州間競争への対策上、導入前にある程度の整備が必要
- 道州制になっても、人口格差やインフラ・産業集積の違いなどから、道州間の経済・財政格差は解消できない。そのため、我が国全体の道州制が立ちゆくための道州間の財政調整システムの構築とともに、地方圏の自立や競争に必要なインフラを道州制導入に先駆けて整備推進することが必要。

◎ 限界集落等でのサービス低下

- 州都と近い地域はいいが、州都から離れたところの方にとっては、サービスの低下というものが懸念される。
- 「平成の大合併」の経緯を踏まえ、特に農山漁村において行政サービスの低下を招くとの懸念がある。
- 制度設計に起因する道州内、道州間の格差拡大や今後の国民的議論を進めるにあたって「地方切り捨て」ととられないような制度設計。

◎ 単なる都道府県合併、規模の拡大に終わる恐れ

- 各省庁の抵抗により、財源、権限、人材が道州に移管されず、ただの都道府県合併に終わる恐れがある。
- 中央の出先機関と都道府県の統合は、大きな機構になりかねない。
- 自治体の職員の意識と能力にばらつきが生じる恐れ
- 中央政府に依存するのではなく、自分たちで地域をつくりあげていくという自立した市民意識の醸成と参画のしくみが必須であり、住民の主体的な参画抜きには、基礎自治体の放漫経営、硬直化や道州への集権、肥大化の弊害が生じる。
- 道州制が行政改革の手段として、国の地方支分局の職員を道州に移すためのものだけにしないよう常に留意する必要がある。

◎ 国民意識の低さ

- 道州制は単なる制度論、行政システム論として構築していくだけでは十分ではない。制度をいくら変えても、地域の人たちがそれを自分たちの発想で使いこなせなければ意味がない。地域の人たちが、自分たちで決めて行動する気概を持つ、中央ではなく地域で決めさせて欲しい、その代わり責任も持つ、という気概を持つことが重要。そのための国民意識の醸成が不可欠。
- 道州が大きくなり過ぎると、新たな国がもう一つできただけという感覚になりかねない。経済的なメリットや行政的な効率というアプローチからではない、そこに暮らす人の感覚が必要となる。

◎ 税財政問題

- 道州間の財政力格差の調整の困難性がこれまで以上に高まるのではないかと考えられるこのような道州制導入の課題、デメリットについても十分検証すべきとの意見もあった。
- 道州制の下においても、地方自治体が財政的に完全に自立することは困難。各地方自治体はその役割に応じて行政を担えるような財源の確保が可能な税財政制度の構築が必要。
- 各道州が本当に自立するために、財源と権限を獲得できるかどうかが課題になる。
- 道州からの分権の受皿となる基礎自治体の行財政基盤の強化
- 自立した総合的な行政主体としての道州制を考える上では、道州間に偏在する経済・財政力の格差を縮小させて、道州民への最適な行政サービスを確保するための財政安定化システム・財政調整制度の構築が欠かせない。
- 道州間には歴然とした経済力格差があるため、財政調整制度の確立に向けた検討が必要
- 現行の中央集権体制の下での徴税システムでは、本社機能が所在する地域にのみ法人税が集中するため、地域間の財政力格差が生じている。この問題を抜本的に改正する新たな徴税システムを構築した上で、財政調整制度を見直す必要がある。

4 道州制が目指す国の姿

◎ 豊かで安心できる社会

- 強い経済と安心できる社会の構築（道州制も単発ではなく全体的なこの国をどうするかという中で位置付けていくことが重要）
- 地方の自立的発展や経済の活性化、地域住民の豊かな暮らしを実現することが、道州制が目指す国の姿になるのではないかと考える。
- 日本全国どこに住んでも、国民一人ひとりが生涯を通していきいきと暮らし、豊かな人生を全うできる国。

◎ 多様性と活力がある社会

- 地域の個性を発揮し、国民や企業の選択肢を拡げ、もって国土の多様な発展を促進
- 多様性があり選択ができる楽しい世の中
- 日本全体で、ある一定の前提（例えば道州間の格差を最小化するような仕組み）のもとに道州制が実現した場合は、それぞれの道州が地域の特色を活かしながら、産業、文化、生活などの分野で、健全なかたちで競い合っていくことが日本全体の発展につながっていく。
- 地方が立ちゆく道州制にすることが、生き生きとした地方をつくり、その結果日本国全体が発展する。
- 「強い経済と安心できる社会」は高度成長時代の目的。こからは「楽しい暮らし」を基本目標（社会正義）に加えるべし。
- 多様で個性豊かな分権型の国家・社会
- 住民が自分たちで地域をつくりあげ、地域の個性を誇り、輝く国。
- 理想的な姿として、発展を続ける首都圏が日本全体を牽引するのではなく、各地域ブロック（＝道州）が活性化し活力を向上させることにより、日本全体を押し上げる仕組みが望ましい。
- 東京を中心とした大都市圏が、我が国および地方の発展を先導する従来の姿を改め、それぞれの地方ブロックが特性を生かし、誇りを持って生き生きと自立することで、我が国全体の発展を支えてゆく、という姿にすべき。これによって、日本全国隅々までの資源・ポテンシャルが有効に活用できる国土を作り出してゆかねばならない。
- 日本国という国家のなかで、中央集権を廃し、それぞれの地域で自立的な活力ある圏域が実現されることで、多様で活力の満ちた地域社会の集合体としての新しい国家像が創造される。
- 全国どの地域も元気で、国民にとって楽しい国家
- 国民にとって自由で、生きがいのある国家

◎ 中央集権ではない分権型社会

- 中央省庁の解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革であり、現在の硬直化・画一化した中央集権型システムから地方が真に自立した地方分権型システムに転換することによって、この国のかたちを抜本的に変革し、国内においては、住民に身近な地方政府が住民とともにそれぞれの地域特性を生かした新たな地域社会を創造し、各地域が互いに切磋琢磨することで我が国全体の底上げにつながるとともに、国際社会においては、我が国の国益を守り、その確固たる地位を確立する。
- 日本は、国の存立にかかわる国家の重要事項から一地域の地域振興まで広範に国家（中央政府）が責任を負い、権限を行使してきたが、「小さくて強い中央政府」が外交、安全保

障、国土保全、経済財政政策の基本などを担っていく分権国家を目指すべきである。

- 国任せにするのではなく、地域のことは地域自前で、しかもできる限り住民に近いところで物事を決めることができるような地域主権型社会を創り上げていくことが必要。
- 日本は自立した主権をもつ道州の集合体になる。すなわち分権型道州国家になる。
- 地方分権型道州制、地域主権型道州制の実現により、地域のことを地域の住民が決めることが出来る自己決定権と主権を有する道州を実現し、その緩やかな連合体として、限りなく連邦制に近い国の姿を実現することが望ましい。
- これまでのように官に依存した地域経営から脱却し、地域主体が自立的に行動して地域経営に参画するとともに、受益と負担が均衡するような制度の確立が望まれる。
- 行財政システムの根幹に自助と互助の考え方を据え、集落、基礎自治体、道州の各レベルでそれぞれが自立し、相互に連携し、助け合える地域づくりとする。
- 住民の意思がより反映されるかたちで地域づくりが実現
- ヒト、モノ、カネ、情報が適度に分散する国家
- 善政競争が道州間で行われる国家
- 効率化競争（ムダの排除）が道州間で行われる国家
- 快適さ競争（住みやすさ）が道州間で行われる国家
- 個性化競争（地域の特質）が道州間で行われる国家
- 世界の国々と競争できる国家
- 小さな政府の国家

◎ 世界から尊敬される、魅力のある国

- 世界の国々にとって魅力的な国家
- 外国の旅行者にもアピールする魅力的な都市があちこちにできる。
- 中央政府の外交防衛努力の成果として、国際社会で存在感があり、尊敬される国
- 多様な地域社会からなる日本、そして信頼される「東アジア共同体」の一員としての日本を目指す。そのためには、国として地域社会とアジア諸国との歴史認識の共有と経済交流、軍縮等が必要不可欠である。

◎ 国際競争力のある国

- 広域経済圏ごとに個性ある地域づくりが進み、分散型国土・経済構造が形成され、国全体として国際競争力が向上する。
- 個性ある地域づくりと分散型国土・経済構造の形成による国際競争力向上
- 国、道州、基礎自治体の役割分担と責任が明確になる一方、「共助」の仕組みとして、地域コミュニティの役割が増す。
- 国・地方を通じた行財政改革が実現する。
- 道州議会選挙等を通じ、住民が、地域づくりに係わる意思決定に、より関与できるようになる。
- 道州制がもたらす国の姿は、アメリカ合衆国とEUとに、並び称される存在を目指す。権と財と人と、それによってもたらされる諸価値は、国土にあまねく均分され、道州によって分担される地方は、すでに先進民主主義国を支えている諸地方に匹敵するものに生まれ変わる。
- それぞれの地域が住民の意向を反映した独自性を発揮して輝き、地域としての国際競争力を増す。

5 道州制と国家の統治機構との関係

(1) 政治制度

◎ 国の統治のあり方

- 単一制か連邦制かという統治体制の中で道州制をデザインする必要
- 連邦制のように立法権、司法権の分割まで前提とするものではない。
- 日本は国土もそれほど大きくはないので、「連邦制」を採る必然性は無いと考える。
- 国の役割の限定、内政の道州移管に伴い、立法機能についても見直しが必要。
- 道州制の制度設計にあたっては、国の立法権を分割するという意味での連邦制にまで踏み込むとなると、憲法改正を要することとなり時間がかかってしまうことから、現行憲法の枠内で最大限の地方自治を実現するものとしての道州制を検討すべき。
- 単一国家であるとしても準連邦制、特別自治州的なものも認めるべき。
- 日本型州制度、制度的な特徴。第1点、連邦制とは逆の、国政を分割する形になる。ここでは中央政府と州との間のバランスをどうとるかが非常に大事になる。第2点、州定着までの過渡的な期間は、独自の州議会を設けなくて、国会が議会機能を持ち、州選出議員の役割を重視する。第3点、中央と州の間の職員の共通採用・共通移動システムを設ける。各省割拠体制の再現を根絶する。
- 住民意志を尊重する以上、過渡体制は一国多制度になる。
- 一国多制度の道州とすべき。
- 憲法改正により、州制度について憲法上の位置づけを明確にすべきではないか。
- 国は道州に助言はすれど、統治せず。
- 国家の統治機構は、国内においては広い意味での調整機構となるのが望ましい。したがって、再編、絞り込みがなされるべきである。
- 政府の最小限かつ普遍的法律の制定
- 国家の方針決定と地域の方針遵守
- 道州制の導入は、強固な中央集権型のわが国の統治機構全体を抜本的に改革することと同義であるべき。
- 道州によって、日本の統治構造は、ピラミッド型から台型に変身し、国政のほとんどは、全国の競争的共同管理となり、これによって身軽になった中央政府は、世界政治により存在感のあるコミットができるようになる。その中枢は、少数精鋭となり、世界に展開する「官」と「民」の指導層が、交流しつつ国策の共同管理を進められるようになる。
- 国会や地方議会のあり方が変化し、国会議員は国益に直結する政策に注力することができ、国政選挙の争点は絞られ、政策本位の政治が実現することが期待される。
- 地域政策に関わる意思決定は地方議会を原則とし、地域政策に関わる国の関与を必要最小限とする。
- 各道州から選ばれた議員による議院内閣制。
- 「道州のあり方・移行時期は多様であることを容認すべき」との意見があるが、速やかに国から権限を移譲するためには、道州は単一制度とし、移行時期も一斉である方が望ましい。
- 道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるよう、選択肢の多いフレキシブルな制度を全国的に導入すべき。
- 地域の役割、権限について国が法令を定める場合、その内容は基本的事項にとどめ、具体的な内容については地域で定める法律（条例）に委ねる。内政分野に係る全国的な統一性の

確保は、一義的には州が担う責務とする。

- 道州の主権は、その地域の住民に帰属し、道州は地域住民の主権に基づき、その地域の福祉、環境、安全および、文化を保持するとともに、独自性のある地域社会を作りだし、発展させることを目的とする。公共的な意思決定は、できる限り主権者である住民に近いところで行われることを原則とする。
- 道州と国家の統治機構の間で紛争が生じた場合は、徹底した情報公開の下、中立的な第三者機関にて解決する。
- 道州は、道州に関連する立法において、国会に対して法案の提出権を持つ。
- 国政への地方意思の反映のため、道州を代表して、国会へ議員を送ることとしてはどうか。
- 国には、地方制に関する地方の監視機構（参議院等）をおく。

（２）中央政府の縮減・再編、地方支分部局の廃止

- 国家のあり方と社会のあり方をどう考えるかという非常に大きな俯瞰的な視点が必要
- 道州制は国家戦略であり、地方分権と同時に中央省庁の解体的な再編を伴ってこの国のあり方を変えていく極めて大胆な戦略
- 道州制は、ただ単に都道府県が合併すればいいとか、国の出先機関と都道府県が一緒になればいいというものではなく、国の中央省庁が持っている権限も大胆に地方に移すことによって実現する取組み。
- 小さな政府に相応しい、国家システムの大改造（各省庁の解体・再編）
- 地方支分部局の廃止は当然のこと、中央省庁の解体・再編を含めた見直しを伴うものでなければならない。
- 行政権に関しては、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿を検討するという観点に立って、事務の管理執行を担っている地方支分部局の廃止は当然のこと、企画立案を担っている中央省庁そのものの解体再編を含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。
- 中央省庁の出先機関である地方支分部局を廃止して、その機能を道州が担うことで、国と地方の重複行政が解消し、行政が一元化されると同時に、国・地方を通じた財政健全化も図られる。
- 中央官庁、中央の仕組みも一緒に変えるべき。
- 日本の国の究極の構造改革
- 道州制は国の形の見直しであるという視点をもっと前面に出すべき。
- 道州制の導入は、究極の「国の形の見直し」である。前提として、国の機能の「選択と集中」を行ない、国益のための最小限のものに限定しなければならない。そのため、当然、中央省庁の再編を伴うことになる。

6 国と地方の役割分担

(1) 役割分担の基本的考え方

- 国は果たすべき役割に重点化して内政に関する事務は基本的に地方が担う。現在国が担っている事務については外交、防衛、司法等本来国が果たすべき役割に重点化して内政に関する事務は基本的に地方が担うことで二重行政を解消
- 道州制の導入により、地域の自主性を確立するとともに、地域間の互助や、基礎自治体、道州、国の間での互助が有効に機能していくためには、これまでの市町村、都道府県、国の間で確立された階層的な関係を打破し、国と地方の新たな関係を構築する必要がある。(
- 「公」の世界においては、「私」の世界にも増して、公平や惻隱の情等が必要。

◎ 補完性の原則

- 住民が出来ることは住民が、住民が出来ないことは基礎自治体が、基礎自治体が出来ないことは道州が、道州が出来ないことは国がやる原則（補完性の原則）
- 内政の基本原則としては、補完性の原理、近接性の原理にのっとりておおかたの仕事は基礎自治体が第一義的には担っていくべき。それを補完する形で道州を制度設計すべきである。道州は、都道府県解体後（市町村への分権後の）の広域事務と、権限、人間、財源を移譲後の中央出先機関の事務事業を担う、小さな同州であるべき。
- 官と民、国と地方の役割分担を明確にし、国の役割を必要最小限のものに限定したうえで、内政上の役割の多くは地方に委ねる。
- 道州制の基本的な考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにすること。したがって、個人でできることは個人で行い、個人でできないことを家族や友人が行う、家族や友人でできないことを地域社会や民間活動が行う、地域社会や民間活動ではできないことがあって初めて行政が補完する。さらに、行政においても、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がまず行い、市町村でもできないことは広域自治体の道州が行う、道州制でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」に基づく考え方が道州制の基本的な考え方。
- 補完性の原則に従って、内政上の政策は道州と基礎自治体が担う。
- 仮に国、道州、基礎自治体が同一分野の事務を融合的に処理する場合は、責任を明確化して、基礎自治体への関与は必要最小限とする。
- 住民に最も身近なところで行政サービスを提供している基礎自治体がまずは中心であり、次に道州が位置づけられ、国は最終的に広域自治体でもできないことを行う。
- 国のやることを決め、残りを地方とするか、地方がやるべきものを決め、残りを国とするかといった国と地方の役割分担を決める原則を明らかにしなければならない。また、決定に関する地方の参画はどうするかをはっきりさせなければならない。
- 国のあり方を考えるのが先である。
- 国の役割を、国益のための最小限のものに限定してまず決める。それ以外の役割は、原則として地方自治体が行なう。「国の役割」は、定期的に見直す。道州と基礎自治体との役割分担については、国が決めるのではなく、例を示すのみにとどめる。
- 国は、国政のフレームワークをにぎる外は、その活動の軸足を世界政治に移し、国政は、道州と基礎自治体が、その主役となって動かす。道州は、敗戦後、国が担ってきた広域行政の主体となり、国民生活に身近な行政は基礎自治体はその主体となる。
- 国は外交・防衛・安全保障・通貨政策・市場などの最低限の共通ルールなど、国が行う必然性がある仕事に限る。最大限できることを基礎自治体が担い、道州は担えないことや広域

対応の課題に対応する。

- 留意すべきは「道州において実施することが困難であり、または効率的でない」や「本来国が策定する必要のある」という判断の基準を明確にして国の事務が拡大しないようにすべきである。
- 国と地方の役割分担の前に、「公」の果たすべき責務や役割を明確にすること。国家基軸の確立。
- 内政に関しては道州に決定権を付与するということで、国は基本的な制定権に留めて道州の広範な条例制定権を確立する。
- 国とその出先機関も含めて権限と財源を道州政府または都市自治体に移譲する。
- 地方に本当に権限、財源が下りてくることを示すことが必要
- 中央政府は日本国民を代表して、日本国の国益のため力強く「国の安全」「国際貢献」「国際社会との協調」「環境問題やテロ対策、貧困対策・・・」等国家の果たすべき役割に専念し、自治や国民福祉、教育、地域振興など内政は自治体に任せるべきである。
- 現在の都道府県の仕事、人間、財源、権限を基礎自治体に移管し、現状の都道府県をすかさずにした上で、道州制を導入すべき。
- 道州制となって、これまでの常識や感覚とずれるような政策や状態が出てきても、国に戻すのではなく、それを許容していくような国民の共通認識あるいは土壌をつくっていくことが非常に重要
- 生活・安全に係る一定水準の保障は国。
- W T OやE P A交渉など国際化が進む中で、国民に対する安全、安心な食料の安定供給という観点から、食料自給率の向上を政策の基本に捉えることが必要であり、さらに社会共通資本である農地の適切な管理・保全など、農業においては国が引き続き責任を持って担うべき基本的な政策があることに留意が必要。
- 道州制の検討にあたっては、権限の移譲や組織の再編を目的化したり前提とした議論ではなく、地域に住む人たちの視点に立った考え方を根本に据えた上で、国と地方の適切な役割分担のあり方を議論することが必要。
- 地方に権限移譲する際には、必要な財源と人材をセットで移譲することが前提。
- 地方分権、地域主権を制度的に確立する為には、国の現在の権限・役割をどの様に縮小するかを明確にし、省庁の解体再編が必要。
- 国は本来やるべき仕事のみ専念し、国民、住民にもっと身近なところで行政のあり方を、国民、住民自らの判断で、自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築する必要がある。
- 国から道州、県から基礎自治体への権限移譲が重要なポイントだが、課税権や立法権（条例制定権の拡大）などをどう考えるか。

（２）国の役割

- 国が担うのは防衛、外交、通商、通貨（金融）、生活・社会保障の最低保障まで。人権と市民権の基本は国が保障する。財政は国と道州が分担する。司法も最高裁を国が受け持ち、地裁、高裁レベルは道州に任せればいい。
- 国の役割は、国にしかできない外交と安全保障、司法、通貨に絞り、内政に関しては、道州側の判断で“道州が担うには難しい場合に限り”国が担う、を大原則にする。
- 国の役割は、外交、防衛、安全保障、危機管理、年金や医療保険などの国民基盤サービス、通貨、金融システムなどのルール設定と監視 等

- 国の役割は、あくまで企画立案が中心であり、執行は、最大限、地方自治体、民間が担う。
- 国(中央政府)が制度の基準を決め、地方(道州、市町村)が実行の主体となる場合などにおいて、両者の政策の整合性や調整機能をどうするのかなど、十分詰める必要がある。
- 外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどに役割を限定する。
- 国家存立の基盤に関わることや、国家戦略として行うべきことは「国」の役割。
- 国の役割を国家の存立にかかわるものなどに限定し、国家として対応すべき課題への高い問題解決能力を持つ政府を実現する。そして内政の大部分は地方に任せる。
- ナショナル・ミニマムが大きな論点となるが、その達成度は地域によって格差があるため、基本的にナショナル・ミニマムに該当する部分は、国が責任をもって対応すべきである。
- 国は、最低限の生活条件整備(教育、福祉、医療)を支援する責務を放棄すべきではない。
- 国も強くすべき部分は強くしなければならない。
- 「分権なのだから、国は一切口を出してはならない」という風潮が広がっていくと、国家としての一体性が持てなくなりはいないか。何もかも分権となっては問題。
- 国は皇室、外交、防衛、通貨、通商政策、移民政策、大規模犯罪、国家プロジェクト、大規模災害、高等司法、究極的なセーフティーネット、全国的な調査統計、民法商法刑法等の基本法に関すること、市場競争確保、財産権、国政選挙、国の財政税制の17業務に限定。地方機関も17業務に限定
- 国は外交、防衛、安全保障危機管理、通貨。道州は河川、道路、橋、通信基盤、空港整備、生活環境整備。基礎自治体は生活保護、社会保障、児童福祉、老人福祉といった住民に密着したものと、役割の明確化をする。
- 国は、外交、防衛、司法、通貨政策、マクロ経済政策、国家としての競争力に関わる科学技術政策など、必要最小限のものを重点的に推進する。
- 国には自治体を含めた公務犯罪や広域犯罪取締り機能を持つ。
- 外交・防衛、司法、金融財政政策、基幹交通網(新幹線・高速道路等)整備など全国的な視点から行う事業、及び道州の専門サポートに限定する。
- 国は、国家的基盤の維持や全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定する。具体的には、外交・防衛・通貨・金融等を担う。
- 国の役割とされる外交や防衛、国境管理、金融等に関する事項についても、住民や地域社会の視点から、国と地方の役割分担を見直すべきである。

(3) 道州の役割

- 道州は広域的自治体としての市町村の区域を越えるような広域的事務あるいは高度な技術・専門的なものを担う。
- 市町村を補完する行政主体として、広域的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、高度な技術や能力を要し負担の大きな事務を担う。
- 都道府県が担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、住民や地域に身近な行政サービスについては最も身近な基礎自治体が担い、道州は、広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等を担うこととすべきである。また、内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。
- 道州政府は、広域的な地方公共団体として、
 - ・ 広域にわたるもの

- ・ 道州が一体的に取り組むべき戦略性の高い政策に関するもの
- ・ 基礎自治体に関する連絡調整、補完に関するもの
- ・ その規模又は性質において一般の基礎自治体が処理することが適当でないと認められるもの

を処理することとし、その役割はできるだけ限定する。

- 道州は基礎自治体ができないことを補完するもの。
- 道州内の市町村間調整は道州が行う。
- 道州の人材、地域の人材を作るために全体の教育自体を道州が責任もって行うべき。特別の大学院教育や研究機関は国家プロジェクトとして行う。
- 高等教育、科学技術、広域の産業振興や公共事業、警察治安、電波管理、文化学術振興、対外文化交流及び市区町村間の調整は道州とする。
- 「経済産業振興」の分野は、「道州」が担うことになるのだと思う。
- 道州の役割は、河川、道路、橋、通信基盤、空港整備・維持、生活環境整備、旧国有林野事業、公害対策、災害復旧、危機管理、能力開発、職業安定、雇用対策 等
- 道州の債券発行は道州が市場で行う（破産もあり得る）。市区町村の債券発行は、道州の認可制とする。
- 道州は、国有財産（上記17項目の用に供するものを除く）を経済性時価によって買い取る。これによって国の債務の半分程度は道州に移管することになる。残金の国債については、国が保存し管理運用する。
- 各道州は、それぞれに金融市場、情報発信機能、文化活動支援、公共施設規格、教育基準、福祉基準を定める。
- 道州経営全般に係る経済・社会政策の立案と市町村の範囲を超える事業、市町村間の調整やサポートなどを担う。
- 「広域自治体」＝「国」－「基礎自治体」
- 道州は、圏域全体の視野に立って、地方の特性に合わせた細やかな行政運営を行う。具体的には、税の徴収（関税を除く）のほか、産業振興、社会資本整備（道路・航空・港湾・地山治水）、治安維持（警察）、高等教育等を担う。

（４）基礎自治体の役割

- 身近な行政のサービスについては最も身近な基礎自治体である市町村が担う。
- 住民サービスの大部分を基礎自治体である市町村が受け持つ。
- 地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する。
- 分権というのは、大事なことでも身近なことでも、とにかく近くで決めること、近くで担う方がより良いという考え方
- シビルミニマム、最も基礎的な「市民を守る」という役割を基礎自治体が担う。
- 道州制を支える市町村の行政能力を強化する仕組みが必要
- 地方分権の受け皿として相応しい基礎自治体の要件、あり方について地理的特性や人口・面積、権限・財源、人材等の観点から検証する必要がある。
- 日本の基礎自治体の仕事量は他国と比べて多いが、自己決定能力、自己決定権限に乏しい。基礎自治体が自主的、主体的に仕事ができるようにするという観点からの議論が必要
- 基礎自治体でやるべき仕事ができない小規模市町村についてどうするか議論が必要
- 政令指定都市制度をどうするのか、首都圏をはじめとする大都市圏域をどうするのかの検

討が必要

- 都市自治体は将来的には人口 10 万を目指す、当面は小規模な都市自治体についても、規模、能力、意欲に応じて一層の事務・事業の移譲等を進めるとともに、広域連合を活用
- 大都市圏では、もう少し合併が進んだ方がいいのではないか。
- 基礎自治体は、小選挙区の数 300 とし、人口は 15～50 万、その中で 4～5,000 人毎に支所を配置する。
- 基礎自治体の規模や数が 300 とか 500 とかありきはおかしいのではないか。
- 基礎自治体が仕事をちゃんとできないような制度設計にすると、国民は深刻な影響を受ける。
- 道州制の実現のためには市民が基礎自治体にきっちりと自立的に参画していくことが大事
- 地方自治の基本は市町村であり、国は市町村に直接命令や指導は行わない。
- 住民自治のあり方を検討する必要
- 市町村の権限を強めるほど、市町村の側も意識を高め、議会もしっかりし、住民の付託に応えられるようにすることが道州制や真の地方分権の第一歩
- 基礎自治体が充実するに従って、県の仕事がなくなってくるから、組織維持のために県を拡大して道州制だというのは、ただけでない。県は、仕事と権限を基礎自治体に降ろしていくべきで、地方自治の本旨は基礎自治体を育てるということが一番重点ではないのか。
- 指定都市を持つ府県と市の二重構造、つまり二重の議会、議員、二重の投資、職員の見えない重複、その矛盾を抱えたまま、これを道州に持ち込むのは、一つ問題だろう。
- 基礎自治体のあり方について、もっと具体的な議論を進めるべき。
- 道州制において、住民にもっとも身近な総合行政機関が基礎自治体であり、住民生活向上を仕事として、地域住民とともに自己完結的に達成するという使命を担っている。
- 道州制の実現のためには、地方自治を担う受け皿づくりとして、基礎自治体の能力を高めることが必要。
- 地方分権の受け皿となる 「基礎自治体」の充実が欠かせない。
- 更なる合併が必要なのか、それとも広域連携のような形で、やわらかな連合体を作るのが良いのか。
- 都道府県との役割分担を明確に実施できる方法の構築
- 基礎自治体は、地域住民の生活に密接に関係する行政を行う。具体的には、福祉、医療、都市計画や農山漁村の振興等を行う。
- 基礎自治体の役割は、生活保護、社会福祉、児童福祉、老人福祉、保育所、幼稚園、消防、救急、生活廃棄物収集・処理、医療、保健所、小中学校、図書館、公園、都市計画、街路、住宅、下水道、公害対策、戸籍、住民基本台帳 等
- まちづくり、保健・医療・福祉、基礎教育、生活道路整備、効果が市町村内に限定される経済開発など、地域に密着した行政分野を総合的に展開する。

(5) 国と道州、道州間の調整等

- 道州間調整は道州間調整会議で行う。
- 国の行財政に道州の意見が、道州の行財政に国の意見が反映されることが望ましいため国・道州協議会を設ける。
- 国と州で、一方で州の方が独自性を追求すると同時に一方で協調するというそのバランス関係が非常に大事
- 基礎自治体の次がすぐ道州だと遠い感じがある。基礎自治体と道州の間をつなぐコーディ

ネーター的な役割がいるのではないか。

- 従来の県でないにしても、それにかわる郡のような、その地区の特色を出すための仕組みが、道州制を検討していく場合でも必要ではないか。
- 道州制の地域ブロック間の調整、特に財源調整は国が担うべき。
- 財源調整だけでは、分権範囲にもよるが、年金・医療・教育などから生活基盤や産業基盤準備に至る広範な分野での予算配分問題となって、かなりの格差が生じかねない。
- 「自助努力」や「自己責任」には限界があり、条件整備や何らかの道州間の調整が必要。
- 地方交付税制度も複雑になりすぎて、制度としては老朽化しており、道州制の議論の中で財政調整機能をどうやって考えていくかというのは別の議論として必要。
- 我が国全体の道州制が成り立つように道州間の財政調整システムをしっかりと組み込んでいく必要がある。
- 市区町村及び道州の行財政を評価する民間調査機関を育成、行財政の監視に当る。
- 権限・財源等をめぐって道州相互の（または道州と中央省庁の）争いが生じる場合に備え、各道州からも中央省庁からも独立した裁定・調整機関を国に設置することが望ましい。

7 道州のあり方

(1) 道州は地方自治体であること

◎ 基本的あり方

- 道州制は、各ブロックが自らの決定で、統一的な戦略のもと広域的・総合的な施策を行い、魅力と競争力のある地域づくりを進めてゆく仕組みである。そのため、道州は都道府県に代わる広域自治体とし、国から権限移譲、財源移譲、人材移動を受け、地域のことは原則全て責任を持ち、権限を持つ必要がある。
- 道州は都道府県に代わる広域自治体であり、国の出先機関的性格であるとか国と地方自治体との中間的な役割を持つようなものであってはならない
- わが国には地理的条件や歴史・文化的条件などにより、多様な地域性が培われており、その地域性を反映した行政運営を行うため、道州は国と基礎自治体の間で、地域としての意見を取りまとめ、国と対等に交渉が行える広域自治体であるべき。
- カネと権限の面で国と対等関係に近い道州を実現する。
- 地域主権型道州制でなければならない。
- 道州は可能な限り簡素で小さな政府であるべきである。

◎ 道州制と基礎自治体について

- 道州制は、都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、日本の自治の構造を、市町村（基礎自治体）→道州（広域自治体）→国の3層制に変えていくこと。
- 自治体は道州と市町村の二層制
- 国と都道府県の間には調整機能を持った組織を（過渡的に）置くことも否定しないが、国から権限と財源を移譲する対象となる道州の位置付けが曖昧・不安定になるうえ、道州制への完全移行が遅れる、または頓挫する懸念が強く、基本的に望ましくない。
- 二層でなければならないのか、基礎自治体と広域自治体を補完する機能がある多層の地域があつていいということまで踏み込んで議論してもよいのではないか。
- 中央省庁と地方出先期間の抜本的見直しが前提で、都道府県は存続する。都道府県の廃止は、州と住民との距離が遠くなり、民主的統制の問題が生じる可能性があり、現実的ではない。
- ゴールはそうなければならないが、過渡段階では、特定広域団体になる。
- 多様な地域特性に対応するため、選択肢の多いフレキシブルな制度として、例えば、道州と基礎自治体の間に、一定の役割を担う自治体を置くことを可能としてはどうか。

(2) 自立可能な道州であること

- 財政、行政能力、産業育成、人材の調達と育成、情報の受発信、文化の創造等で自立できる規模と体質と気概を持つ道州
- 道州は自立した個性的な機能を保障され、自らの生涯に適した自治体の選択権を有する主権国民によって支えられる。
- 地方同士が合体して道州となっても、金のない同士が集まってどうなるのだというのが率直な疑問。
- 道州、基礎自治体が主体性を持って行政を行なう。自由自主自立の行政を行なう。
- 行政能力（権限、財政、人材）上、自立が可能な一定の規模

(3) 道州の個性と競争

- 道州は「地域経営」の観点から、独自の目標を掲げ、グローバルな視点から成長戦略を練り国際競争に挑む。また、住民に身近な地域経営・行政を推進することで、透明性を確保し、地域の魅力を高める。
- 道州が互いに競争していくインセンティブをどのように制度化するかが大事
- 道州は互いに切磋琢磨し、魅力と活力を競い合う関係になるべき。道州の活力の総和がわが国の活力となる。
- 均一な道州制ではなく戦略的な道州制
- 地域民による道州政治選択の自由があり、大きな道州政治か小さな道州政治か、工業立道州か農業立か観光立か貿易立か福祉立かはそれぞれの州が考えるようにすべき。
- 快適さ競争など個性化競争が行われ、地域個性の豊かな日本が出来てくる。
- 道州間の人、物、金、情報、企業立地の移動は完全自由
- 地域間の競争だけではなく、国としてどういう競争力を持つかを考えることが重要
- 国民間の共通認識として、この格差は広げてはいけない、ここは競争していこうということころをきっちり議論していくことが必要
- 自らの特徴、持ち味を徹底的に見つけて、それを伸ばしていくしかない。
- 夫々の道州が自らの創意と工夫に基づき、地域の特徴と特性を活かし伸ばしていく必要がある。
- それぞれの州が地域の歴史や伝統、文化、産業など個性を生かした地域を創造できるよう、州が主権を担うべき。
- 道州ごとの多様な地域特性に応じて独自の地域経営と適切な行政サービスの提供ができるようにすべきである。

8 道州の組織・税財政制度

(1) 道州の組織

◎ 組織構成

- 道州の意思決定機関として、住民の直接選挙により選出される議員からなる「州議会」を設ける。道州の執行機関として、住民の直接選挙により選出される首長を置く。(
- 公選の議会と首長を持つ。
- 道州は独自の地方政府と議会をもつ。
- 道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方の検討が必要
- 首長・議会議員の選出方法の検討が必要
- 全国一律ではなく、各道州の判断によって自主的に組織を形成
- 道州の行政機関は、それに加わる最大の都市府県庁を上回らない規模に抑える。
- 国・道州・基礎自治体の間で適切な役割分担を行うことにより、事務・事業および組織・人員の重複を排除する。道州の行政部門ばかりでなく議会についても同様。
- 道州の組織体制については、現行の地方自治法に定める知事及び補助機関、議会、行政委員会等の枠組みを基本としながら、各省庁から移譲される権限（業務）の質や量を十分に勘案・検討した上で設置する。

◎ 首長の選出方法

- 道州の首長は直接選挙
- 首長の選出方法を選択できることとするかどうかについては、道州の基本的な組織原理である首長の選出方法が、それぞれの道州によって大きく異なることは、国家としてのあり方に混乱を生じるおそれがあることから、あえてこれを選択可能とする必要はないと考えられる。
- 国と同様、議院内閣制の形で、議会が首長を指名することが望ましい。
- 道州は有権者が直接選挙する執行権者とすべきか議院内閣制をとるかは慎重な議論が必要（執行権者と議会のねじれを懸念）

◎ 議会について

- 道州の議会は行財政と立法に強い権限。国の規制は国会で承認された法律と閣議承認の政令に留め、それ以下の細則は道州に託す。
- 道州議会を持ち、議員は公選とする。
- 道州の議会議員の選出方法についても、道州内の多様な地域の住民の意見を道州の議会に反映させるため、原則として、選挙区制とすることが望ましい。
なお、選挙区制を原則としつつ、政策本位の選出方法である比例代表制を加味することも考えられる。
- 議会議員の選出については要検討。
- 道州は、広範な立法権を持つ一院制議会を持つ。道州議員選挙区は、市町村単位とする。

◎ 職員について

- 道州の公務員は道州が採用。道州公務員の国への出向と国家公務員の道州への出向は同数同級を原則
- 道州の公務員は、原則として道州で採用。但し、国家公務員や民間との人事交流を定例化する。
- 公務員は、共通の新しい人事制度の下で、一括採用、中央・各州間の異動が行われる。

- マクロ的見地から政策立案できる霞ヶ関官僚が州でマクロ的な仕事をし、都道府県や市町村職員がミクロ的な仕事をするような形で、国・道州・基礎自治体への適数、適正な人材確保、配置異動をしたらよい。
 - 道州の要員配置については、国から移譲される権限・財源等を法令等に照らし合わせながら、明確な要員数とコストを算出して道州政府に移管する。
- ◎ 国、道州のチェック（監視）機能
- 道州の間には「善政競争」が行われるようにする。それを促す道州行政評価機関を複数設ける。
 - 道州（及び市町村）の行政経営を評価する機関を複数設け、評価を受け公表

（２）道州の税財政制度

◎ 税財政制度のあり方について

- 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで 政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。
- 財政面での受益と負担の関係を、可能な限り、道州単位で貫徹し、国からの財政移転は最低限にとどめる。
- 州財政は、他者からの裁量に左右されない確実な財源と、州の自由な支出権限の保障が基本である。次の三方式が考えられる。
 - i 州独自の課税 ii 国税収入の一定割合を各州へ公平に配分 iii 国税配分に補完的に特定税目の州課税追加
- 地方自治体がその自主性・自立性を発揮し、地域主権型の行政を実現するためには、地方自治体がその役割分担に見合った財源をすべて地方税で賄うことが理想だが、税源の偏在などもあり、現実的には、すべての地方自治体が財政的に完全に自立することは困難。
そのような状況では、各地方自治体が標準的な水準の行政を行える総額を確保した上で、その使い道は各地方自治体の自由とすることが地域主権型の税財政制度。そのためには、できるだけ税源の偏在度が小さい消費税などを道州や市町村の税とし、それでも役割を担うにあたり財源が不足する地方自治体については、必要な財源保障・財政調整を行う必要がある。
- 国・地方ともに財政が厳しくなる中、道州が効率的で効果的な行政を行うためには、地域の自由度が高く、地域主導で選択と集中を可能にする財源が必要である。
- 国から道州政府ならびに基礎自治体に税財源を移管することを前提とする。移管には、いわゆる行政の無駄を省くために住民の自治参加・事業参加の必要性和、財政需要も現在とは異なる事態が想定されることから、道州および基礎自治体の財政需要を十分に見極めた上で、それに見合う財源（税源）を措置すること。
- 各州が非常に独自性を強めていくであろうが、日本という共通の基盤からは離れることはできない。そして、ここで一番大事なのは、中央と州、全国と州のバランスということで、一番端的に出てくるのは、財政問題である。
- 地方活性化に寄与する道州制の実現には、権限の移譲と税源の移譲が両立して初めて実現する。
- 道州制のような地方分権の実施に向けた取組の推進は必要だが、それに伴う財源の移譲が無ければ成り立たない。
- 各道州が自立できる、主体性を発揮できる行財政運営が可能な制度や仕組みとすることが必要。
- 県の制度は 100 年以上経過しており定着しているが、何故、今変えねばならないのか理解しにくい。税源移譲が問題ならば、三位一体改革をさらに進めればよい。

◎ 道州債について

- 道州の起債は市場において自由に行う。（自由金利制でデフォルトの可能性もある）
- 道州債は、道州自らの責任の下に発行する。
- 道州が自らの責任の下に自由に道州債を発行し、地域のインフラ整備等を推進できるようにする。

◎ 課税自主権

- 租税、社会保険などの徴収は道州に一元化
- 税財源の完全移譲、条例制定権の拡大、補助金・交付税の廃止、課税権・税率決定権・徴税権を道州に一元化する。財源調整は財政水平調整システムを構築する。
- 税は事務事業に必要な最低限を確保する原則により、国とは税源を別に、分権をはかり、全額独自に徴収する制度とする。
- 地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化する必要がある。例えば、諸外国の事例を参考にした共有税の導入など、現行の国税と地方税の税目や課税自主権のあり方も含めた抜本的な見直しを行い、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築しなければならない。
- 税制も国税以外は、各道州が税目、税率等決定する。
- 税目、課税標準、税率にも地域毎のバリエーションが生じてよいとする制度を検討すべき。
- 地域偏在の少ない税源（例：消費税）を道州の財源とすべき。
- 地方の基本的な税源としては、地域による偏在が少なく、地域の住民が自ら担うことのできる税目が適当。
- 財源は道州消費税と法人住民税、法人事業税、個人住民税が柱。国の地方交付税は大幅削減し、その分、道州消費税を手厚くする。
- 徴税は道州に一元化する（関税を除く）。地域的な偏在性が小さい地方消費税を道州の基幹税と位置付けこれを増税し、所得税・法人税を減税する。
- 地方法人税（法人事業税、法人住民税）の一部を税収の隔たりの小さい地方消費税に振り替える。
- 道州が自立し活性化するためには国全体の税体系を変えなければ駄目。国が州に養ってもらうような構造が望ましい。
- 州内の中央集権を防ぐため、基礎自治体に税を厚く帰属させるべき。法人税を基礎的自治体に帰属させてテストしてみてもいい。
- 税収の少ない地方は、いくら努力をしても税率を上げて取れないのだから、税の偏在に対する対処が必要。また、地域毎に自然条件が違っており、急流河川や砂防ダムなど、自然との戦いのためのお金がかかる。単に区割りをして権限を与えても、財源という問題が非常に大きくのしかかってくる。

◎ 国の財産・債務の承継について

- 地方に税源を与えられる際に、国の借金も引き受けるという覚悟がないと前に進まないのではないかと。
- 国有財産を道州に引き継ぐ時、再建価格か時価で国の借金を道州に引き継ぎ、道州債として償却する。
- 国有財産は原則として道州に引き継ぎ、同時に債務も引き継ぐ。
- 国の債務もそれぞれの道州が経済力に応じて負担する。

◎ 財政調整制度（垂直調整、水平調整等）

- 道州間の財政等の調整（水平調整）
- 自主性・自立性の高い地方税財政制度のあり方及び道州間の財政調整制度のあり方の検討が必要
- 道州間の歳入を一定程度均等化するための財政調整制度については、まず、現行の地方

交付税がそもそも標準的な行政サービスを全国どの地域においても享受できることを前提とした自治体の財源保障を担うものであることから、これを地方の固有財源として明確に法的に位置づけ、その総額や配分方法については、国と地方において決定する仕組みの導入を検討しなければならない。

さらに、全てを国と地方の垂直的な財政調整で賄っている現行方式に加えて、国からの関与や依存度を縮小するという観点から、一部について、道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みを併用することも検討しなければならない。

- ほとんどの州政府が原則として財政的に自立が可能な税源配分とする。税源不足が大きい州政府に対する国の垂直的調整を行う。地方消費税などによる州間の水平的調整も補足的に行う。
- 国庫補助負担金を廃止し、地方交付税は大幅に縮減して「地方調整基金」とする。各道州が拠出する基金を創設し、富裕な県から財源に乏しい県への水平的な財政調整を行う。
- 税財源の完全移譲、条例制定権の拡大、補助金・交付税の廃止、課税権・税率決定権・徴税権を道州に一元化する。財源調整は財政水平調整システムを構築する。
- 税財源の完全移譲、課税権・税率決定権・徴税権の道州への一元化は理想であるが、道州間の財政力格差の調整を図る制度が必要。
- 地理的条件やインフラ、産業集積などの違いから、道州制になっても、大都市圏と地方圏で税収格差が生じるため、道州間での適切な財政調整を行うこと。
- 地域によって依って立つべき財源に厳然として差があるので国と地方あるいは地域間の財源の偏りを調整する仕組みや差を埋めていく措置が必要
- 道州間調整のための財源として租税の一部を「道州調整基金」に入れ道州間協議会で配分する。
- 財政調整機構は、道州間の水平調整制度を原則とする。
- 道州間による財政調整は、道州間で協議して行い、国は関与すべきではない。
- それぞれが対等な権限を持った道州間の会議で、財政などの調整を行う。国はアドバイスなど行うが、指示はしない。
- 国税収入(特定税目)の一定割合の額を、法律に基づき、州全体の財源として確保し、その州別配分については、人口比を基礎に、面積、気象条件、離島間距離等で若干の補正を加味して法定する等、自由裁量の余地のない簡明直截なルールとして律する。
- 財源という点で、格差を州の段階では生み出さない方がいいのではないかと考えている。国税収入の一定割合が全体州財源として確保し、それを人口比を基礎に気象条件や面積比や等で補正していく。ねらいは、かつて交付税なり補助金のような、自由裁量は全然させないということである。
- 一定財源を確保した上で、使うのは地域の自由である。恐らく非常に意見が多く出るだろう。これは2年間の州制度の検討委員会でもって、喧々諤々大いにこれはやって決めていただくといいのではないか。
- 財政調整は「国」の責務
- 道州の自立財源の確保と道州間の財政力格差の調整を図る制度が必要不可欠。
- 中山間地など地理的要因等により、財政事情が極度に厳しい基礎自治体に対しては、道州内における財政調整の仕組みが必要。
- 地方が税収を確保し、国の担う役割と執行する事務に必要な交付金を賦与する方策も検討すべき。

◎ ナショナルミニマム

- 国民として最低限部分保障される部分については（社会保障・教育など）その範囲・水準を国民と十分議論・合意すべき。
- 地方税と国税の体系を一体的に見直すことを前提に、互助の精神に基づく道州間の水平調整のみによる財政調整が原則であるが、ナショナルミニマムなど限定的に国による垂直的な財政調整も考えられる。
- 道州間においては何らかの財政調整制度を導入し、社会的最低保障を確保するとともに、戦略性を有する政策の実現を図る。
- 行政需要を賄う一定の財政力を確保
- 社会保障や義務教育など、ナショナルミニマム的な行政サービスについては、どの地方に住んでも等しく享受できる必要があり、国がそのための財政面の責任を負うこと。

9 道州の区域

◎ 区割り論について

- 枠組みの議論を先行すべきでない。
- 道州の区域等の枠組は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、国において一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではない。
- 道州の区割りは、歴史、伝統、風習など各地域の意見を十分勘案し国民的議論により決定すべきことであり、先行して行うものではない。
- 枠組みの話は分かりにくい。税金と権限の話を出したほうが分かりやすい。
- 枠組みの話をすると、国民は我が県、地域がどこの区割りかと考えてしまうので、まずは目的理念をはっきりさせるべき。
- 「区域そのもの」ではなく、「区域の決め方・見直し方の基準」を議論し方向付けるべき。

◎ 区割りの決め方

- 地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定すべき。
- 地域住民の意思を最大限尊重すること
- 区域は28次地方制度調査会の提示するモデルを基本として、特定広域団体の形成過程を通じて基礎自治体に住む主権者国民が選択決定するものとする。決定がない場合は国が決める。
- 一律の基準で国が一方的に決めるべきではない。道州制の意義・目的や制度の骨格についての議論を深めつつ、区割りについても地域において真剣に議論すべきである。
- 広域経済圏として自立していけるだけの規模（人口、面積、GRP等）が必要と思われるが、文化・歴史的背景等を踏まえながら、地域が主体的に決めることが望ましい。道州制が導入される段階で、各地域の考えを尊重して区域を決定すべきである。
- あくまで地域の自立的な調整で決める。
- これまでなじみの深かった都道府県がなくなること、直接影響を受ける地域住民の声や意見も尊重しながら、慎重に議論すべき問題であるとする。
- 区域そのものの確定に時間と労力を費やすのではなく、透明性のある基準を設定することにこそ意味がある。
- 区域を議論するにあたっては、地域の自主性を尊重することが重要であるが、「国のかたち」と密接に関連する重要事項であるため、国と地方の協議により、法律により全国をいくつかのブロックに区分する方式を採用することが適当。
- 道州の卵として特定広域団体は、三県以上から始まる。それが前提になり、そのあとは、ある段階まで、民意の成熟に任せるべきである。国と地方の役割分担が決まった段階で、準特定広域団体を付加して受け皿の全体像を作る場合に、そのときの情勢に応じた区割りが必要になる。

◎ 区割りのイメージ

- 道州の区域は、経済的に自立性の高い圏域を形成するという観点や地域の事情を考慮して定めるものとするが、その際、住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映した区域となるように設定すべきであり、地理的特性や歴史的事情等も考慮すべきである。
- 道州制導入に伴う道州の区域については、将来の道州毎の役割や自立の可能性を見極めることと、一方では、歴史的・地理的・文化的な諸条件や現行の政治・行政的な繋がり、

企業活動等の経済的な繋がりを総合的に勘案して判断すべきである。

- 道州は一つの自治体であり、地域経営において住民が一体感を持てることが重要。そのため、道州の区域は、住民が自分の地域という帰属意識を強く持てるような地理的一体性（一つの島であるなど）や、歴史文化、風土の共通性、生活や経済面での交流などの条件を有していることが必要。
- 議論を行うポイントとして、歴史、伝統、風習、気候を加味して12州を想定し、州境の微調整は実施後行う。沖縄をどうするかは別途検討する。
- 沖縄県は単独州とする。
- どういう歴史的なまとまりのある道州をつくっていくか、これがこれからのポイント
- 歴史や伝統、文化はもとより経済圏などを考慮し、従来のブロックを基本にした区割を検討すべき。
- 現在の社会・経済のあり方を前提として、都道府県を単位とした合併が原則となろう。そのうえで、経済圏・一日交流圏・治山治水の容易さ（例えば主要河川の流域・分水嶺など）を勘案し、市町村を単位として区域を調整する途を開く必要がある。
- 道州の規模や区域を考えるにあたっては、まず、道州が担う役割、権限を考える必要がある。その際、道州の役割が産業振興、雇用政策、交通、社会資本整備、先進的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などが中心になってくるとすると、現在の47都道府県よりも広域的な区域を、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討する必要がある。
- 道州の規模は、道州の担う役割や権限から考え、市民生活の実態、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討する必要がある。
- 経済活動（私的）は既に県境や国境を超えて行われているが、行政活動（公的）は、特定の地域住民を対象とする活動が主となるため、道州の「区域」設定にあたっては、ローカルな特色を減殺させない区域とすべき。
- 道州制の目的と自治体の役割をはっきりさせてから区割りなどの枠組みを検討。
- 九州は九州で、近畿は近畿で、そういう地域を直接基盤に、国政の機能を分割する、全く新しい、何ら過去のしがらみを持たない、州をつくる。県の合併を前提としないし、また国の組織の延長という考えもとらない。
- 山を登る場合にいろいろと道があるわけで、今まで述べられてきた道州制論にあえて反対するわけではないが、同時にまたこういう側面から考えてみる。いずれにしても早く到達する方を選んでほしい。県の合併は大変な混乱だと思う。こういう混乱をあえてやるのかどうか。
- 都道府県の合併を前提とするのではなく、各都府県の三以上の合意と、各都府県にある広域部分の執行共同によって、漸次積み上げていく仕組みを道州制特区推進法に盛り込み、特定広域団体を実行することによって、住民同意の機運を積み上げ、ゴールのいっせい実現に向けていく。
- 州は、創設に人間を出し合う、「国と県の合作」である。国の方は政策立案とか、立法に習熟してきたし、また県の方も実施運営能力は非常にすばらしいものだと思う。この両者を州を舞台に結合させることは、今までにない一つの大きな意味がある。
- 区割り私案
 - 1、北海道
 - 2、東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）
 - 3、北陸信越（新潟、富山、石川、福井、長野）

- 4、北関東（茨城、栃木、群馬、埼玉）
- 5、東京特別（東京23区）
- 6、南関東（千葉、神奈川、山梨、東京都下）
- 7、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）
- 8、関西（滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）
- 9、大阪特別（大阪府）
- 10、中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- 11、四国（徳島、香川、愛媛、高知）
- 12、九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

※ 沖縄についてはその意思を尊重する。

- 企業は全国を7～10の支店でマネジメントしており、日本の地域的なマネジメントとしては8～10が一つの形
- 10道州（北陸州を含む）と東京23区特別州くらいが適切
- 北海道と沖縄、九州、四国は、それぞれ一つの道州に。東北は二つに。中国山陰も二つに。関東圏と関西圏、中部圏を一つに。全体で、11～13の道州というイメージ。九州と沖縄は一つという選択も。
- 人口や経済規模も重要であるが、そればかりを重視して道州のエリアが広がり過ぎると、かえって投資の重点化や行財政の効率化が難しくなり、道州の独自性も薄れてしまう。地方制度調査会報告（平成18年2月）の11～13の区割り案が適切
- 区割りの検討に当たっては、東京の一極集中を緩和すること、道州が自立した経済圏をつくり州単位で東アジア交流を行うことを想定し、各道州がいずれも太平洋にも日本海にもつながっていることなどを考慮する。
- 昔の藩政から都道府県制に変わったときには歩く時代だったが、現在は車の時代。全国を47に細切れにしていたのではとてもではないが対応できない。だから道州として広くしようという広域性は重要。
- 単なる区割りをどうするかというだけではなく、その地域にどういう特色を持たせるかということも重要。
- 北陸3県（富山県、石川県、福井県）の合併に賛成。北陸3県は、歴史、文化、産業、生活の面で独自の圏域を構成しており、宗教的にも浄土真宗が多い。
- 北陸信越という案は、住民自治の観点から考えるとあまり大きすぎる自治体はいかなものかと思う。

◎ 州都問題

- 州都は地域民による投票で決定する。
- 州都は住民の意思を反映する。

10 道州制の導入（実現）プロセス

（1）進め方

- ◎ 現行体制下ですべきこと（分権の推進等）
 - 基礎自治体の検証（合併の検証）を早急に行うと同時に、現行の都道府県行政の課題を検証する。国の出先の検証。これらをまず行う。
 - 現行の都道府県制度の下で、まず地方の側が国に対して、独自の税財源と権限の移譲を求めていく。
 - 地方分権改革、行政改革とも連動する部分が多いため、地方分権改革や行政改革を着実に進めていくことが、「道州制」導入に向けた論点等をクリアーにしていく近道
 - 道州制導入は、これまでの分権改革で残された課題を着実に解決することとセットで進めるべき。
 - 分権型の道州制を実現するために、各地域は中央の議論を待つだけではなく、現行制度を活用した分権改革の実現に取り組むべきである。
 - 現行都道府県においては、道州制の導入前に市町村に対し、可能な限り権限を移譲するべき。
 - 道州制を導入する前に、基礎自治体の立場からすると、市町村合併がある程度進んだわけだから、まず都道府県内分権をもう1回しっかりやるべき。これをやらないと、今までは県庁へ行けば何とかあったものが、道州の政府に行かなければならないということになると、遠くへ行く方にとっては本当に大迷惑。
- ◎ 国民・各界の理解促進、同意の取りつけ
 - 国民意識の醸成が必要であり、道州制が我が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかということがまだまだ十分に国民に理解されていない。
 - 国と地方の双方が道州制のメリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努めなければならない。
 - 道州制導入の意義や道州制導入にともない国民の生活がどう変化するのかを具体的にわかりやすく伝え、国民への理解を広める必要がある。
 - 道州制の本来の意義（都道府県合併ではなく国の分割、権利要求型社会から責任分担型社会への変革）についての広報活動を行なう。
 - 道州制の導入は非常に大きな改革であり、改革を進めるためには何よりも国民が納得することが非常に大事で、わかりやすく丁寧に説明していく努力が必要
 - 国民の生活に大きくかわるだけに、国民との十分な議論・説明が必要。国主導の道州制ではなく、住民と自治体の声を反映する形で制度が作られることが望ましい。産業界・金融界、道州制導入にネガティブな地域・業界、再編を伴う中央省庁など、それぞれのグループとの意見交換を十分に行う。
 - 道州制は、単に行政システムの変革にとどまらず、その影響は経済界、地域住民にも広く及ぶとともに、地域自立の意識変革も強く求められる。したがって、道州制導入に当たっては、地域の合意形成や国民世論の盛り上がりが欠かせない。
 - 国会やタウンミーティングの議論だけでなく、多様なメディアを通じて国民の各層に議論を働きかけていくことが大切。現在関心が低いグループ（若者・女性など）の議論喚起を促す方法を検討。具体的な変化の例を提示し、自分たちで自分の地域をどうしていくかを主体的に考えてもらうことが第一歩。このためにも、先行した地域の状況を丁寧にフォロー、情

報共有していく必要。

- 「道州制ビジョン」の中で、またその過程で、道州制導入後のわが国の姿を具体的かつわかりやすく国民に示す必要がある。
- 地域の検討組織が主催してタウンミーティング等をするなど国民的論議を喚起する方法を考える必要
- 国民それぞれのグループにおいて、道州制の議論をどう起こしていくか真剣に検討すること、国民との対話をする必要
- 金融・情報など全国的な産業界の方々との懇談会も進めるべき
- 制度改革ばかりでなく、道民運動あるいは国民運動として一人一人が考えて努力をする道州制でなければならない。
- 着実に一歩ずつ進めていくことによって、道州制になったらこんなメリットがある、こんな可能性が開けるといふ具体例を国民に実感していただき、道州制に関する国民議論をより活発にしていくことが、道州制実現への大きな原動力となっていくものと考え。
- メディアの意識を変えなければならない。
- 早い段階から中央（霞ヶ関の官庁や永田町の政界）と首都圏の方の意見を道州制の議論に反映させなければならない。
- 東京を中心とした首都圏住民への啓蒙活動を、早い段階から行うべき。
- 「自分のことは自分で」という思想を徹底する。
- 自由化というのは強者の論理。本音ベースでは格差が厳然と存在する。自給自足で自己責任という原則を貫徹することが本当にいいのか。
- 道州制になったらどう変わるかということ具体的に国民に示すべき。
- 道州制推進（実現までの歩み、実現してからの運用）において、一般市民及びNPOの役割は大きい。
- 住民に道州制の影響がどうふりかかってくるのかが分からず、主婦の立場ではピンと来ない。
- 先日行われたある全国調査によると、道州制の導入に反対する人が大半を占めた。その反対の主な理由は、「行政単位として道州は広すぎる」、「あるいは今の都道府県に愛着がある」といったものであり、どちらかという感情面が強く出ているように思う。
- 会場を見ても、女性がほとんどいない。女性が半分以上になると、大体国民的議論が深まったということになるのだと思うが、まだまだそうになってないというのが実情。
- 北海道を道州制のモデルにするという道州制特区法ができたが、それも権限委譲に対する猛烈な抵抗があって、道道、広島で言えば広島県道であるが、これの管理を国から道に移すというような8項目だけで、非常にみすぼらしいものになった。そうすると、道州制というものはこの程度のものかという感じで受け止められ、なかなか国民的議論にならない。
- 抵抗勢力はだいたい3つ。1つは霞ヶ関、1つはわからないから・変化を好まないからということからくる拒否感、1つは道州制により損をする人たち。
- 道州制の議論は、政治や行政に携わる人、あるいは、そういう分野を研究している方、経済団体などに議論が偏りがちだが、これからは、是非地域に住んでいる人たち、文化人や芸術家など等、大勢の市民を巻き込んだ議論をしていくべき。
- 道州制は都道府県が合併することだと理解している人が多いと思うので、本来の道州制の意義などについて、広報活動をもっと進め、国民的な議論を起こしていく必要がある。
- もっと女性への問いかけを増やすことが必要。女性の持つ育て育む愛の要素に注目し、法律や、規約ということだけでなく、もっとソフトに道州制導入をアプローチすることも

必要ではないか。

- 国税の徴収において、地方に存在する工場などで生産等がなされ経済価値が発生しているにもかかわらず、法人税や地方工場従業員の源泉所得税、消費税も全て企業の本店所在地である東京で納付されている。東京で発生した国税を地方支援のため、地方交付税として配分しているという一般国民の誤解があるが、この誤解を解消し、議論を進めていく必要がある。
- 特に中央省庁も含めた、国全体としての幅広い道州制議論が進むべき。
- 大きな改革を進めるには、もっと国民の議論を盛り上げるべき。

◎ 政治のリーダーシップ

- 政府の強いイニシアティブと同時に企業及び国民の意識改革が必要
- 国民的な議論の喚起と政治の強いリーダーシップが必要不可欠である。

◎ メディア戦略

- 地方はマスメディアを活用した情報発信を強力に展開する。
- 国が一步一步進めることでマスコミが動き、国民が理解するというサイクルで順次移行を進めていき、地方の民心が熟していくのを待つことが大事である。単なるビジョン提示では累積失敗の過去がある。国が構想してそのまま下ろすには絶対権力を要する。それは、二一世紀じゃない。

◎ 基本法の制定

- 魅力ある道州制にするためには、中央からの「区割り決定」、「権限・財源の委譲」ではなく、道州制基本法みたいなものがあって、後は地方で自主的に道州制の設計図を書かなければいけない。
- 内閣に設置する総理議長の「道州制導入に関する検討会議」の答申に基づき、道州制基本法を策定する（理念、国の最低限の役割の列举、推進組織・期限等）。

（２）移行方法

◎ 順次導入する。

- 第一段階では、細かいところは切り捨てて小さくても実現させ、“小さく生んで大きく育てる”ように着実に進めていくべき。国が設計図を書いて下ろしていくのだが、それだけではすまない。最後に決めるのは主権者国民だ、という考え方をに入れて、内容と進め方を選択しなければならない。
- 理想型の道州制があるとしても現状をスタート点として一步一步現実的に進めていくという形の移行が日本的であり、その一端として道州制特区法というものを位置付けて活用
- 道州制特区推進法で、特定広域団体に受け皿としての資格がある以上、それを拡充強化すれば、先に進んだところから国と協議しながら、部分的に必要なものを移していくことになる。
- 特定広域団体を作れないという地域には、過渡的に国が管理する準特定広域団体という制度を作り、全国を特定広域団体と準特定広域団体としてから、基本法により全国一斉に国の事務事業を移譲する進め方ならスムーズにいく。準特定広域団体には、民主化条項をつけ、民意が熟せば、いつでも先進地方に合わせられるようにしておく。
- 最終的には二千年何十年には全てが移行するタイムリミットを設けた上で、できることからやっていく、先行する地域があってもよいのではないか。

- 全国一斉に道州制に移行するのではなく、一部地域を先行させて、その経験や成果を他の地域にも活用する方法をとるのも一案である。
- 遠隔離島に位置する国境地域においては、適切な財政措置を伴った一国多制度としての道州制を、全国に先駆けて導入することを可能にする。
- 県の事務事業を、基礎自治体に移す生活関連部分と、特定広域団体に移す広域関連部門と、当分県に残す（たとえば限界地域の補完部分等）部分に三分し、それぞれ順次移行させていく。そのうち、消滅をふくめて都府県をどうするか为民意が出てくる。

◎ 一斉に導入「する」

- 全体の限られたリソースの中で国のシステムをつくる問題だから、モデルを作って順次移行することは不可能であり、全て一斉に実行しないとできない。
- 道州制導入にあたっては、スケジュールをたてある一定の移行（準備）期間を設ける必要があり、全国一斉に移行すべきである。
- 道州制の導入に当っては、これまで述べてきたように「国と地方の役割の再編」「国の統治機構全体の再構築」「効率的な行財政システムの確立」を図り、十分な準備期間と国民への周知を図った上で、一律に導入すべきであると考え。この理由には、受入側の準備に関する温度差により市町村合併以上に混乱を招くことが予想されることと、衆・参両院の国政選挙の具体実施や地域間の税財政制度の二重化により、国と道州、基礎自治体の対応にも齟齬をきたす虞があることが挙げられる。ただし、道州制移行に準備の整った地域が、地域のコンセンサスを十分に踏まえて自ら実施したいと強く希望し、国との役割分担を十分に行いながら実施に踏み切る場合には、これを妨げるものではない。
- 実現へのプロセスとして、一番重要なのは、州の前段階としての最初の4年程度の期間である。ここで①「州制度の基本的な検討機関」を設けることと、②「ブロック地域会議及び地域政策機関」を設置すること。九州会議と九州政策庁または委員会というようなもので、九州会議は、担当大臣と知事と指定都市の長で構成する。
- 州制度の基本問題検討会は、学識経験者を中心にして、各界の意見を漏れなく吸い上げて検討し、2年間で結論を出す。それからさらに2年たったあたりで、州首長公選というような段取り。
- 一方、九州会議と九州政策庁は、将来の計画をつくり、それを実現するためにどんな法律を用意し、どんな予算をつくるかといったこと、また、州ができた場合のどういう準備をして国の方から権限の移譲を受けるかの段取りをすべて組み立てる。
- そこで、基本問題検討会の結論に基づき、関係の法律や憲法改正が行われたならば、そこでもって州首長の公選となる。州首長公選の後、国からの段階的な権限の移譲が10年から15年の間にわたって行われていくと。この間は県が存在している。

◎ その他

- 次のような導入措置を行ったらどうか。
 - ・ 州の前段階として、最初の4年程度の期間に、①学識経験者を中心にして組織する「州制度の基本的な検討機関」を設け、②担当大臣と知事と指定都市の長で構成する「ブロック地域会議及び地域政策機関」を設置する。
 - ・ 「州制度の基本的な検討機関」は、各界の意見を漏れなく吸い上げて検討を行い、2年間で結論を出す。
 - ・ 一方、ブロック地域会議及び地域政策期間は、州ができた場合にどのような準備をして国から権限の移譲を受けるかの手続きをすべて組み立てる。

- ・ また、「州制度の基本的な検討機関」の結論に基づき、憲法改正や関係の法律の整備が行われたならば、州首長の公選を行う。州首長公選の後、国からの段階的な権限の移譲が10年から15年の間にわたって行われていく。この間は都道府県が存在している。
- 県の合併や自治体の合理化の問題と、中央を分割して州・地方政府をつくるということは分けて考えるべき。
- 特定広域団体方式だと三県以上からはじめ、民意に従って増やしていくことになる。
- ものすごい力と金を使って中央集権・東京集中を行っているとしたら、これを逆にするには、ものすごい力を使って地方に押し戻さない限りは変わらないのではないか。
- 「政」「官」と地域住民の三者の総力で進める外はない（政官民共同作戦）。
- 道州制の成功には、道州制に格差がないことが必要。道州制首相を置くべき。
- 道州制について拙速に走るのは良くない。繰り返し議論すべきで、50年後の国の姿も示してほしい。
- 実現のプロセスを詰め、段階を踏んでいくことが必要
- 活気が出て豊かになったとわかるようなモデルが必要
- 産業集積や人材確保等にも格差が生ずることのないよう、道州制導入の前には、社会資本整備の格差等を解消することが必要
- 都道府県の構造改革と道州制の導入を同じ時期にやらないと、結局二重行政が残ったままで、非常に無責任体制が残ることになる。県の権限を可能な限り基礎自治体に移譲し、県の解体、歴史的使命を終えるということを前提に考えるべき。
- 多分黒船のような何かがないと新しい制度になかなか踏み切れないものだと思う。
- 明日、いきなりこの道州制を敷きますよといっても、みんな反対するに決まっているわけであり、自分たちの地域を自分たちで運営するためにはどうしたらいいかという助走の期間を大切にしながら、地域の方々が、それこそ自分のやれる範囲からやっていかなければいけない。
- 経済性や効率化、合理化、IT化など数字至上主義のもとでの議論は、ある意味でやむを得ない面もあるが、基本的には後からついてくることで、数字ありきの議論は避けるべき。
- 道州制は国と地方のあり方を根本的に見直し、分権型国家、分権型社会につくり変える改革であり、まず、当事者である国と地方の信頼関係や共通認識を構築する必要がある。
- 今回の市町村合併は、基礎自治体をつくるための合併となっていたのかを検証していただきたい。また、道州制導入の前に、この合併で交付税が削減されたこと等による住民等の不安を解消するための意識改革が必要。

（３）検討機関

- 国と地方が一体となった検討機関を設置すべき。
- 道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。そのため、道州制の検討は政治主導の下で行われるべきであり、地方六団体の各代表者と関係閣僚等により構成される常設の「検討機関」を共同して設置し、特に、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方自治体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築について議論を進めなければならない。
- 道州制ビジョンに従い、内閣に、総理を議長とし、関係閣僚、地方代表、民間有識者から成る「道州制導入に関する検討会議」を設ける。
- 国、地方、第三者による合同協議会等を設置して検討

- 法的な裏づけをもつ「道州制地域協議会」を設立し、地方六団体の構成員、市民・NPO代表、経済団体、有識者がメンバーとなり、それぞれの地域の提案を作成する。
- 地域主権型道州制担当大臣を専任で任命し、地域主権型道州制実現諮問会議を設置して、工程表等を策定する。
- 道州制特区推進法で、内閣に匹敵する道州制特区推進本部ができている。そこに、参与として地方代表が入っていき、ピストン運動に似た事務事業の移行実験が可能になっている。そこで、実行実験を進めながら、検討を深めることができる。

(4) スケジュール

- 政治のリーダーシップのもとで2013年までに関連法案を制定し、2年程度の移行期間を経たうえで2015年を目途に道州制を導入する。
- 2015～2020年までに地域主権型道州制を導入する。
- 明治維新ですら10年でやった。中国でも最近のソ連でも10年で大変化している。これは最初のビジョンがあって、そこでやると決めたら必ずやらなければならない。
- 三年で国と地方の役割分担を確定する基本法作りに入る。特定広域団体は、その前から進める。

1 1 道州制特区関係

◎ 現状の評価、課題について

- 道州制特区推進法自体は、道州制という言葉が法律上初めて明記され、また国が持つ様々な権限や財源の移譲を地方の側から総理に対して提案することができるようになったという点で画期的なものと言える。
- 現在の中身については、地方の側から見ると、道州制特区と呼ぶにふさわしいもっと大幅な権限移譲や税財政制度の思い切った改正があってもよかったのではないかとの思いもあり、今後、北海道において思い切った提案がなされ、また政府においてもその提案を真摯に受け止めていただくことを期待している。
- 北海道における道州制特区は、国からの権限移譲が十分ではなく、本来目指すべき道州制の姿にはまだ道半ばであると認識している。
- 道州制特区推進法が、現行都道府県の上に特区をかぶせ、その地方を道州制に向け成熟させる趣旨の法であることを再確認する。
- 特区法は権限移譲がわずか、もっと大幅な権限移譲をすべき
- 道州制特区の活用に向けた北海道の取組み自体は推進すべきであり、今後、国から北海道への権限移譲が進むことを期待したい。
- 北海道で具体的な取組みを先行的、モデル的にやっていくことを国民に示して理解を促し、我が国全体における詳細な制度設計を行うという、連動・フィードバックさせることが北海道の役割
- 14支庁をどうするのか。道内分権をもっと積極的に行うべき
- 道州制特区によって民意の熟したところから特定公共団体に仕上げていけば、参加都府県も順次拡大されていく。事務事業の方は地方の必要意見を徐々に上に上げ、改正点が出れば上で考えて下におろす、ピストン運動をしながら順次移行のかたちで実施をしていく。
- 一つの提案として、権限移譲項目の提案権を実行権にすることが考えられる。つまり、国が提案を拒否する時には、拒否する理由を並べ、国会で拒否採決をしなければならないようにする。
- 道州制特区は道州制論議を深めるためのモデルであり、更なる権限委譲を提案し、その効果が発揮されることを願う。
- 学校の始業時間を1時間早めにし、今しかない青春を活用する仕組みとして高校生版サマータイム「青春時間」を提案。
- 北海道は単なる実験の場ではなく、全国の中でモデルになって、他地域が道州制を取り入れたいと言われるようなモデルをつくるべき。
- 北方領土問題を国家の領土問題としてではなく、島の住民と近隣の北海道地域の人々の自主的社会運営に任せる「外交特区」を要望する。
- 道州制特区法などを活用して、
 - ・札幌に総合金融市場を創設
 - ・国内外の人々が移住・長期滞在が可能となるような社会インフラ・情報インフラの整備
 - ・観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇などを図る。

◎ 特定広域団体について

- 特定広域団体になるための条件を「3都府県以上の合併」に限るのではなく広域連合によるものも可能とすれば、他地域における取組みが進み、道州制導入に向けた国民的議

論の活発化につながると考える。

- 3以上の都府県合併（法2条）が条件となっており、北海道以外の地域の適用が難しい。
- 道州制特区推進法が、現行都道府県の上に特区をかぶせていくという法本来の趣旨を貫徹させるように改正することにより、特定広域団体を合併によらず、連合、執行共同体等の方式で実現できるようにし、早急に、複数特区の相乗効果を実現する必要がある。
- 特定広域団体は、現行都府県の合意により、その各々の広域部分を集中する協議会等の執行共同体を母体とするようにすること。